

太田市 景観計画

自然、まち、歴史・文化の調和した
愛着と誇りのもてる景観をめざして



ごあいさつ

これまで、本市は、戦後の急速な都市化の進展の中で関東屈指の工業都市として発展してきました。この間、経済性や効率性が重視され、貴重なみどりや農地の減少、屋外広告物の乱立など、まちの美しさへの配慮を欠いていた部分もあります。

しかしながら、近年、人々の価値観が量から質へと変化する中で、環境保全、美しいまちなみや魅力のある景観に対する意識が高まってきています。

現在、本市は、新生太田総合計画を定め、「人と自然にやさしい、笑顔で暮らせるまち太田」を目標として、安心・安全で快適なまちづくりを進めています。

本市には、金山や八王子丘陵、利根川や渡良瀬川といった自然景観をはじめ、住宅地、商業地、工業地などの都市景観、古墳、寺社、史跡などの歴史景観、祭りや伝統行事などの文化景観など、多様な魅力あふれる景観がたくさんあります。

私たちには、これらの景観を活かして、本市らしい魅力ある景観の保全・形成を図り、次代へ引き継いでいく責務があります。

そこで、市民一人ひとりに愛され、太田らしい誇りのもてる景観を実現するため、この「太田市景観計画」を策定しました。

つきましては、市民や事業者の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただきますとともに、愛するまちおたの良好な景観づくりに向けて、行政とともに取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたりご指導をいただいた景観計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、市民アンケート調査、企業・団体ヒアリング調査、ワークショップ、景観講演会などに参加してくださった皆様、また、パブリックコメント（意見公募）に貴重なご意見をお寄せくださった皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。



平成22年3月

太田市長

清水聖義

目 次

序 章	1
1. 背景と目的	1
2. 景観とは	1
3. 景観計画の区域	1
第 1 章 景観の現況と課題	2
1. 太田市の概況	2
(1) 位置と地勢	
(2) 地域発展の歴史	
(3) 人口の推移	
(4) 土地利用	
2. 景観類型の現況と課題	6
(1) 景観類型の分類	
(2) 景観類型の構造	
(3) 景観類型ごとの現況と課題	
第 2 章 景観づくりの理念	14
1. 将来の景観像	14
2. 景観づくりの目標	14
第 3 章 良好な景観づくりに関する計画	15
1. 良好な景観づくりに関する方針	15
2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	17
(1) 届出制度による景観づくり	
(2) 公共施設の景観づくり	
(3) 届出対象行為	
(4) 景観形成基準	
3. 屋外広告物に関する規制・誘導	34
(1) 屋外広告物の規制・誘導に関する基本的考え方	
(2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項	
4. 景観重要建造物の指定と管理	35
(1) 景観重要建造物の指定の方針	
(2) 景観重要建造物の指定の手続き	
(3) 景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針	
5. 景観重要樹木の指定と管理	37
(1) 景観重要樹木の指定の方針	
(2) 景観重要樹木の指定の手続き	
(3) 景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針	
6. 景観重要公共施設の指定と整備	39
(1) 景観重要公共施設の指定の方針	
(2) 景観重要公共施設の整備に関する考え方	
(3) 占用許可に関する考え方	

第4章 重点的な景観づくり ----- 41

1. 景観形成重点地区の指定…………… 41
 - (1) 景観形成重点地区の指定の考え方
 - (2) 景観形成重点地区指定検討候補地
2. ガイドラインの作成…………… 46

第5章 良好な景観づくりの推進 ----- 47

1. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援…………… 47
 - (1) 市民・事業者による景観づくりの取組み支援
 - (2) 景観ボランティア制度の創設
 - (3) 景観アドバイザー制度の創設
 - (4) 協定制度の活用・検討
2. 計画的な景観づくりの推進…………… 49
 - (1) 景観審議会の運用
 - (2) 景観計画の見直し・充実

【資料編】

1. 策定の経緯…………… 資-1
 - (1) 策定体制
 - (2) 策定委員会及び庁内検討会議の開催経過
 - (3) 市民・事業者の意向の把握
 - (4) 市民周知
 - (5) パブリックコメント（意見公募）
2. 色彩基準について…………… 資-4
 - (1) 壁面の色彩基準
 - (2) 屋根の色彩基準

景観計画の適用について

本計画の序章第3節「景観計画の区域」、第3章「良好な景観づくりに関する計画」（第1節「良好な景観づくりに関する方針」を除く）、第4章「重点的な景観づくり」及び第5章「良好な景観づくりの推進」は、関係する条例等と一体的に運用するため、条例等の施行とあわせて適用するものとします。

□ 序 章

1. 背景と目的

本市は、関東屈指の工業都市として発展してきました。しかし、景観においては、貴重なみどりや農地の減少、幹線道路沿道での屋外広告物の乱立などの課題も見受けられます。

一方で、近年では、環境保全や地域活性化の視点から、自然を保全し、地域の個性的な街並みや歴史、文化などを活かした魅力ある景観づくりを求める声が高まり、市民や事業者の取組みが広がっています。

このように、全国的にも良好な景観に対する関心が高まりつつある中、平成16年6月に、景観に関する総合的な法律として「景観法（以下「法」という。）」が制定されました。

以上のことを踏まえ、法に基づく諸制度を活用するとともに、市民や事業者、行政が協働して良好な景観の保全・形成に取り組むことを目的とし、本市の景観づくりのマスタープランとなる太田市景観計画（以下「景観計画」という。）を策定します。

2. 景観とは

「景観」とは、眺める対象としての「景」と、それを見る人々の感じ方としての「観」から構成された言葉です。

眺める「景」とは、山並みなどの遠景、街並みや街路樹などの中景、建物のデザインや生垣、まつりなどにより形成される近景など、様々な要素が重なり合って構成されます。また、それらは土地の歴史や文化に特徴づけられ、季節の移ろいなどによっても変化します。

感じ方としての「観」には、視覚で見るだけでなく、においや音などの五感を通して心で受けとめることも含みます。すなわち、良好な景観を楽しむためには、そこに生活する人々や訪れる人々の心が豊かであることが大切です。

良好な景観づくりを進めていくためには、そこに暮らす住民が積極的に景観を意識し、事業者や行政とともに、関わる必要があります。それにより地域の特性についてさらに理解が深まり、地域への愛着や誇りの育成につながります。



遠景＝山並みなど



中景＝街並み、街路樹など



近景＝建物のデザイン、
生垣、まつりなど

3. 景観計画の区域

市全域で総合的に景観づくりを進めるため、景観計画で定める事項が適用される景観計画区域は太田市全域とします。

□ 第1章 景観の現況と課題

1. 太田市の概況

(1) 位置と地勢

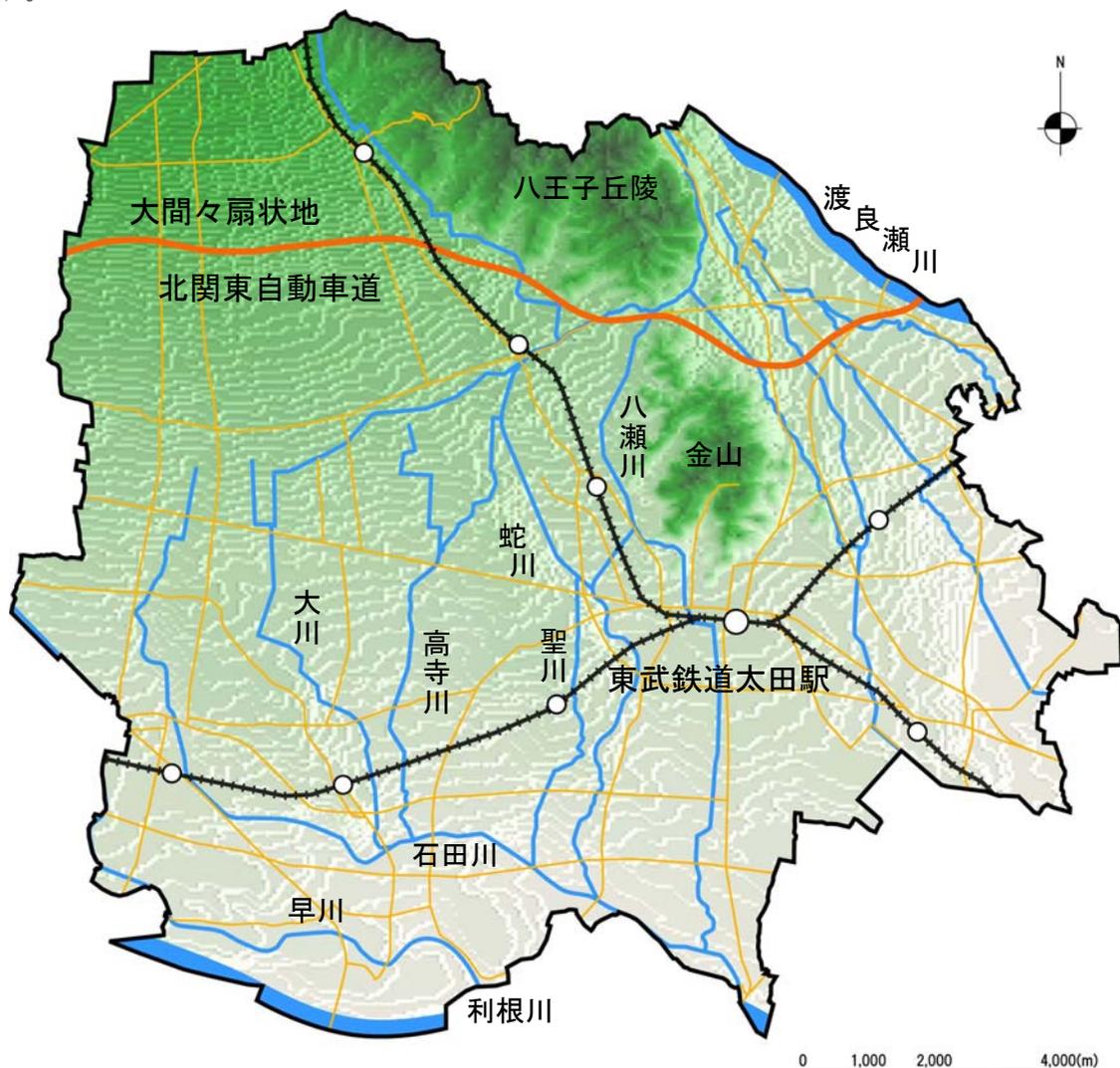
本市は、関東平野の北西、群馬県の南東部、東京から北西へ約86kmの距離に位置しています。

北関東自動車道が市北部を通り、関越自動車道へと接続しています。また、東武鉄道によって東京と接続しています。

本市は南に利根川、北に渡良瀬川という2つの豊かな水量を誇る河川に挟まれた地域にあり、市街地の北側にみどり豊かな金山、市域北部には八王子丘陵があります。金山と八王子丘陵を除くと、概ね平坦地で標高は30mから110mとなっています。

市西部には、大間々扇状地があり、そこに降る雨水が約20箇所の湧水地となって現れています。河川がない扇状地と八王子丘陵との間の低地には、江戸時代につくられた岡登用水が貴重な水辺空間として残っています。

冬から春先にかけて、赤城山を越えてきた季節風（赤城おろし）が強く吹くため、市内の伝統的な農家住宅などには、北側と西側に防風林が植えられており、当地方の独特の雰囲気をかもし出しています。



太田市地図

(2) 地域発展の歴史

①古代—古墳の造成

本市の歴史は古く、旧石器時代から既に金山、八王子丘陵の山麓に人々が居住していました。古墳時代には数多くの古墳がつくられ、国指定史跡である天神山古墳や女体山古墳のほか、寺山古墳、朝子塚古墳、鶴山古墳、塚廻り古墳群、西山古墳、二ツ山古墳などが点在しています。

奈良時代には、東山道^{とうさんどう}という当時の国道が東西に走り、市内には武蔵国^{むさしのくに}への分岐点である新田^{にったのうまや}駅が設けられました。市の北部には当時の役所である新田郡衙^{にったぐんが}（郡庁）が置かれました。

②中世—新田一族との縁

新田荘は、平安時代末期（12世紀末）、源義国の長男義重が左衛門督家政所^{さえもんのかみけまんどころ}から、上野国新田^{こうずけのくににったの}荘の荘官に任命されたことで成立しました。義重は荘園経営の拡大を図り、新田荘は大いに発展しました。そして、南北朝時代に活躍した新田義貞の没落後は、新田家と血縁関係にあった岩松氏が新田荘を支配しました。市内に点在する国指定史跡の新田荘遺跡は、新田一族に縁のある遺跡で、本市の歴史の趣を残す名所となっています。

岩松氏は、文明元年（1469年）に金山城を築城しました。金山城は、関東平野を見わたす東毛の中心に位置し、金山山頂^{みじょう}の実城を中心に4つの城郭を持つ城でした。その後、15世紀末には由良氏、16世紀の中頃からは後北条氏が支配し、後北条氏の滅亡まで、戦国大名の居城として、ふもとの町場とともに大いに発展しました。

③近世—日光例幣使道と太田宿

江戸時代の慶長18年（1613年）、徳川家康は徳川氏一族の繁栄と天下泰平、さらには先祖である新田義重の追善供養のための菩提寺として、大光院を建立しました。大光院に入山した呑竜上人は、「呑竜さま」と呼ばれ、多くの人々に慕われました。

また、江戸時代には、日光例幣使道^{あかがねかいどう}と銅山街道の2つの街道が本市を貫いていました。市域を東西に通る日光例幣使道は、朝廷から日光東照宮へ派遣される日光例幣使の一行が通る街道であり、市内には太田宿と木崎宿が設けられました。

本市西部を南北に通る銅山街道は、足尾で産出する銅を江戸に運ぶために整備された街道です。銅は、足尾から渡良瀬川に沿って南下し、市内の大原の宿場を経て、前島河岸などから利根川を下り、江戸の浅草まで送られました。

④現代—工業化と住宅団地の整備

大正時代から昭和20年にかけて中島飛行機製作所を中心とした多くの工場が市内につくられ、軍需工業都市として発達した本市は、太平洋戦争終結後、繊維産業や自動車産業などの平和産業を中核とする都市へと転換して復興を遂げました。

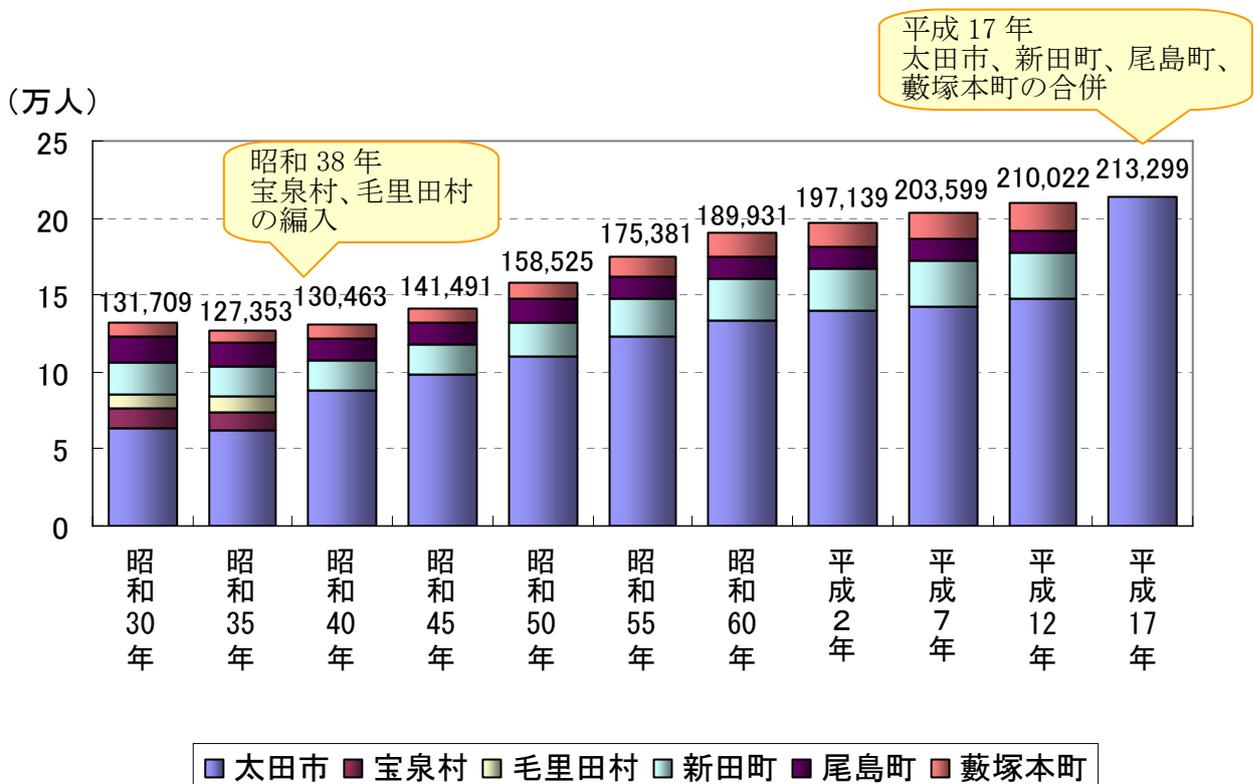
その後、昭和 35 年に首都圏整備法に基づく「首都圏市街地開発区域」に指定され、社会基盤の充実を図り、県下第一の、また北関東においても最大級の工業都市に成長しました。

工業団地の造成とそれに伴う企業の立地により流入人口が増加し、住宅の需要増に応じて住宅地整備が行われました。これまでに、東武鉄道の沿線を中心に、25 箇所の住宅団地の整備が行われました。

平成 17 年 3 月 28 年には、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町が合併し、現在の太田市を形成しています。

(3) 人口の推移

本市の人口は、昭和 35 年以降、一貫して増加傾向にあります。平成 22 年 1 月 1 日時点の総人口は、22 万 63 人です。



※各年の合計は、現太田市域の人口を示す。昭和 30 年の太田市は強戸村、休泊村、矢場川村（一部）の合計

(国勢調査)

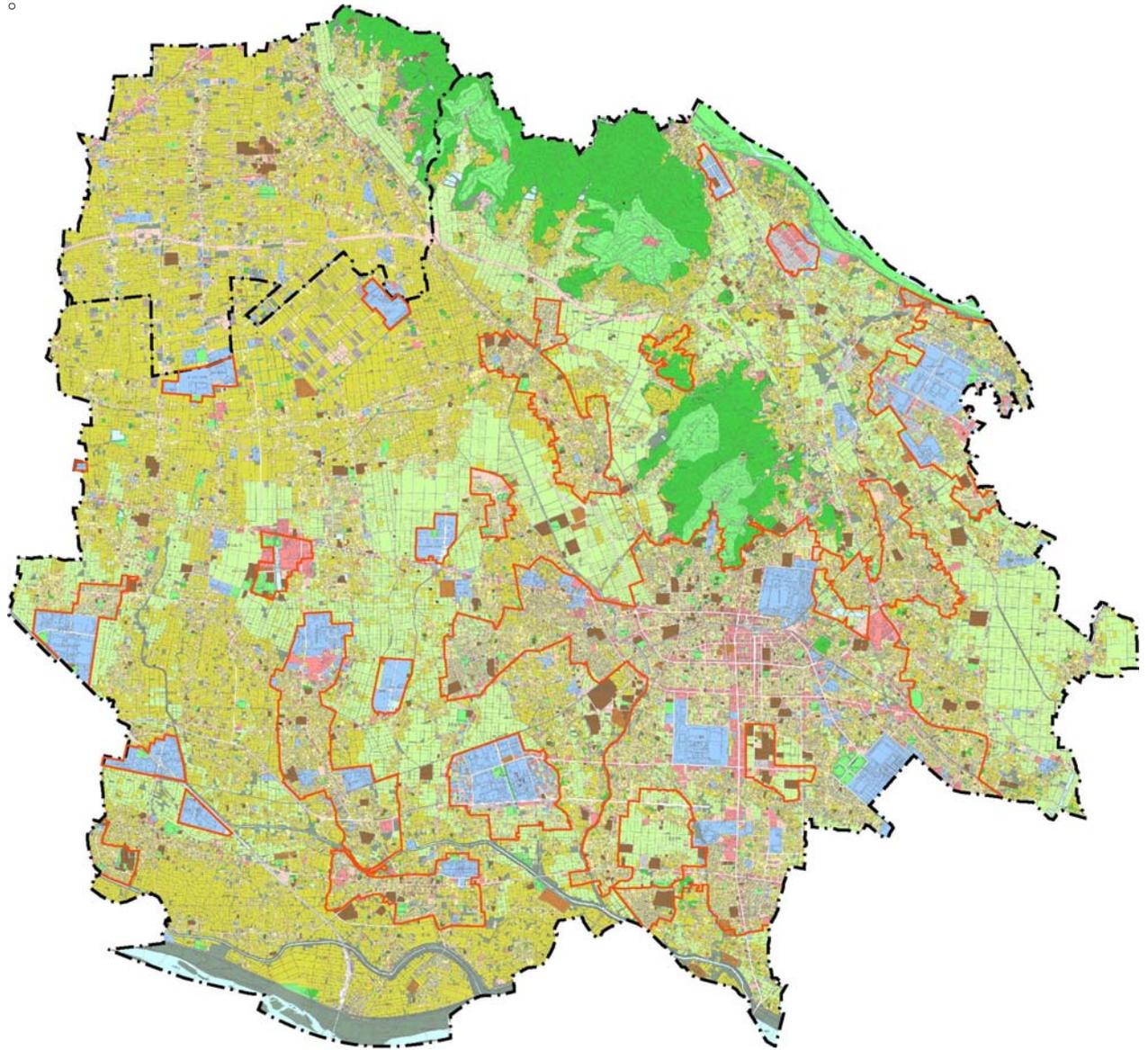
人口の推移

(4) 土地利用

本市は、東武鉄道太田駅を中心とした地域に商業系の土地利用が集積し、それを囲むように工業系及び住宅系の土地利用が広がっています。また、工業系の土地利用は市域全体に点在していることが特徴となっています。

太田駅を中心とした市街地の外側には水田や畑、緑地・丘陵が広がっています。

市域北東部には渡良瀬川があり、それに沿って公共緑地が見られます。また、市街地の北側に金山、市域北部には八王子丘陵といった大規模な山林がまとまっていることも特徴として挙げられます。



土地利用現況図
(都市計画基礎調査)

都市計画区域界		市街化区域界	
農地（田）	公共公益施設用地	農地（畑）	文教厚生施設用地
山林	公的施設用地	水面	運輸施設用地
自然地	道路用地	住宅用地	農林漁業施設用地
併用住宅用地	公共空地	商業業務用地	その他の空地
工業用地	その他		

2. 景観類型の現況と課題

(1) 景観類型の分類

本市の景観は、土地利用の特性が表れた景観、まとまった自然や丘陵・河川などの地形がおりなす景観、古代から受け継がれてきた歴史・文化景観、四季折々のまつりやイベント、年中行事など人々の暮らしがおりなす景観などにより重層的に形成されています。

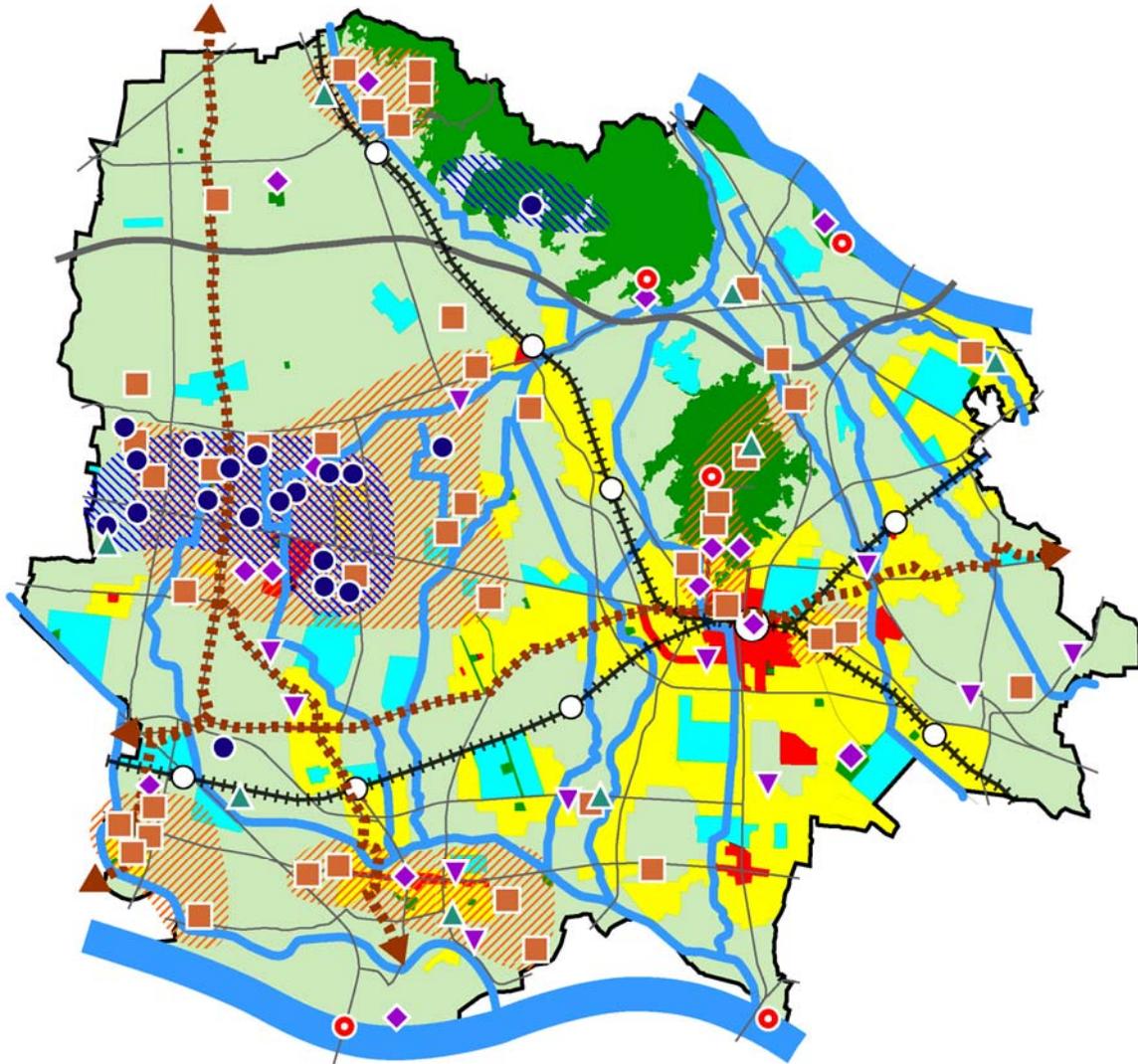
これらの景観を土地利用の内容や本市の魅力ある景観づくりに資する地域資源（以下「景観資源」という。）の分布状況から 11 種類の景観類型に整理します。

区分	景観類型	主な景観の要素
土地利用	①田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外に広がる農地 ・屋敷林と伝統的な家屋、農地からなる集落
	②住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・Pal Town 城西の杜などの住宅団地 ・市内に広がる低層住宅
	③商業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・南一番街などの太田駅周辺商業地 ・大規模ショッピングセンター
	④工業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に整備された工業団地・流通団地 ・市街地に点在する工場群
景観資源	⑤みどりの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・金山・八王子丘陵 ・太田市運動公園や北部運動公園などの大規模公園 ・金山・市場の大ケヤキなどの巨木
	⑥水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川・渡良瀬川・八瀬川などの河川・水路 ・矢太神湧水などの湧水地 ・菅塩沼などの池沼
	⑦眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> ・金山山頂からの眺め ・北部運動公園からの眺め ・渡良瀬川、利根川からの眺め
	⑧沿道・沿線景観	<ul style="list-style-type: none"> ・北関東自動車道などの幹線道路沿道 ・東武伊勢崎線などの鉄道沿線
	⑨歴史・文化景観	<ul style="list-style-type: none"> ・新田荘遺跡などの遺跡 ・寺社などの文化財 ・丸山宿などの歴史的な街並み
	⑩暮らしの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動 ・通学路の清掃・美化活動 ・公園リメイク事業
	⑪まつりの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・獅子舞などの伝統芸能 ・尾島ねぷたまつりなどのまつり ・芝桜まつりなどの四季を彩るイベント

(2) 景観類型の構造

11種類の景観類型ごとの土地利用や景観資源の分布を図で示すと、本市の景観構造は下のようになります。

田園景観、住宅地景観、商業地景観及び工業地景観は、土地利用に基づく面的な広がりを持ち、日々の暮らしの積み重ねが表れた景観になっています。また、その他の景観類型は、市内に分布する景観資源により形成され、本市を特徴づける景観となっています。さらに、それらが集積して、歴史・文化景観資源のまとまり、水辺景観資源のまとまりを持った地域が見られます。



土地利用		景観資源			
①田園景観		⑤みどりの景観	森林・公園・緑地 文化財 (天然記念物)	⑧沿道・沿線景観	鉄道・駅 幹線道路 高速道路
②住宅地景観		⑥水辺景観	河川・水路 湧水地・池沼	⑨歴史・文化景観	文化財(建造物・史跡) 古道
③商業地景観		⑦眺望景観	眺望点	⑩まつりの景観	まつり 伝統芸能
④工業地景観		歴史・文化景観資源のまとまりのある区域		水辺景観資源のまとまりのある区域	

本市の景観構造

(3) 景観類型ごとの現況と課題

① 田園景観

【現況】

- ・市街地郊外に広がる農地は、本市において大きな面積を占め、豊かな田園景観を形成しています。また、伝統的な家屋には屋敷林が植えられており、独特の景観を形成しています。
- ・農業従事者の高齢化などに伴い耕作放棄地が増加しており、雑草の繁茂により、景観を阻害している農地も見られます。
- ・農地などにおいて土砂の堆積、野立て看板や廃タイヤ、建築廃材の投棄などが見られます。

【課題】

- ・良好な農地、屋敷林、伝統的な家屋などからなる田園景観を維持・保全する必要があります。
- ・田園景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・景観を阻害する屋外広告物を規制する必要があります。
- ・田園などへのゴミの不法投棄などによる景観阻害を防止する必要があります。
- ・田園景観に配慮し、土砂などの堆積を規制・誘導する必要があります。
- ・耕作放棄地を解消することが大切です。
- ・集团的優良農地の保全及び田園における生態系を維持することが大切です。



農地（龍舞町）



伝統的な家屋と屋敷林
（菅塩町）



田園の野立て看板

② 住宅地景観

【現況】

- ・市内には低層住宅による住宅地景観が広く形成されています。
- ・太田駅北側は、宿場町としての歴史があり、大光院の門前町、金山へ続く御城道など、歴史の趣のある街並みが見られます。
- ・近代以降の工業都市としての発展を背景として、計画的に基盤整備された住宅地が見られます。
- ・市内には数多くの住宅団地が立地しており、昭和30～40年代に造成された団地の中には老朽化したものも見られます。
- ・Pal Town 城西の杜など、近年の宅地開発による新たな住宅団地が見られます。

【課題】

- ・みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観を保全することが大切です。
- ・良好な住宅地景観を形成する必要があります。
- ・住宅地や住宅団地の老朽化などに伴う更新の際は、景観に配慮した整備が必要です。
- ・住宅地の街並みと調和した建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・住宅地の接道部を緑化（生垣化など敷地の緑化、コンテナ緑化、ベランダ緑化など）することが大切です。



御城道



住宅団地（新島市営住宅）



Pal Town 城西の杜

③ 商業地景観

【現況】

- ・ 太田駅周辺の商業地では、周囲から目立つ色彩を使った建築物や屋外広告物、大規模な屋上広告塔などが見られます。
- ・ 市西部では新田市野井町を中心に商業・公共施設が集積しており、新たな商業地景観が形成されています。
- ・ 石原町に大規模なショッピングセンターが立地しています。
- ・ 商店街では、空き店舗や店舗以外の建築物などが虫食い状に散在して、にぎわいに欠ける景観が見られます。また、店舗や設備が老朽化しているところがあります。

【課題】

- ・ 太田駅周辺では、本市の顔にふさわしい建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があり、屋外広告物に関しても適切なルールづくりを進める必要があります。
- ・ 歩いて楽しめる魅力ある商業地景観を形成することが大切です。
- ・ 商店街では、にぎわいの連続性を強化するとともに、案内板・標識を統一することが大切です。
- ・ 魅力ある商業地景観の形成に向けて、地元まちづくり組織を育成することが大切です。



南一番街



本町通り



ショッピングセンター

④ 工業地景観

【現況】

- ・ 市内には工業地・工業団地・流通団地が数多く立地しています。
- ・ 計画的に整備された工業団地・流通団地では、整然とした並木や公園・緑地が整備されているほか、敷地内を緑化し、周辺との景観の調和を図っている工場が多く見られます。
- ・ 市街地に点在する比較的古い工場の中には、無機質なブロック塀・コンクリート塀で囲われた周辺の景観と調和しない工場も見られます。

【課題】

- ・ 周辺との調和に配慮した、活力ある良好な工業地景観を形成する必要があります。
- ・ 道路からの眺めに配慮し、敷地周辺部を緑化することが大切です。
- ・ 工業地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩、外構などを規制・誘導する必要があります。



みどり豊かな工業地



道路からの眺めに配慮した工場



コンクリート塀の工場

⑤ みどりの景観

【現況】

- ・金山は本市のランドマークとして、また、金山と八王子丘陵は、安らぎや四季の移ろいを感じさせる景観として市民に親しまれています。また、市街地や田園から望む景観の背景となっています。
- ・公園・緑地は住民にとっての憩いの場であり、潤いのある景観を形成しています。市民一人当たりの公園面積は 14.03 m²（平成 21 年 4 月 1 日現在）と全市的な整備水準は高いものの、公園が不足している地区も見られます。
- ・東山公園のアカマツや太田市運動公園のケヤキ、歴史公園周辺や藪塚本町中央運動公園のサクラ、北部運動公園のシバザクラなどが市民に親しまれています。
- ・天然記念物に指定されている金山・市場の大ケヤキ、冠稲荷のボケなどの巨木は、地域のみどりの景観のシンボルとなっています。

【課題】

- ・金山や八王子丘陵などの良好な山林景観を保全する必要があります。
- ・金山における松林などの樹林を保全することが大切です。
- ・公園・緑地などを整備・充実することが大切です。
- ・みどりの景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・開発行為を規制・誘導する必要があります。
- ・山林へのごみの不法投棄などによる景観阻害を防止する必要があります。



金山



太田市運動公園



渡良瀬川河川緑地

⑥ 水辺景観

【現況】

- ・北部の渡良瀬川、南部の利根川は、河川敷や河川緑地とあわせて、開放感のある水辺景観を形成しています。
- ・市街地を流れる八瀬川や蛇川、石田川などは、暮らしに身近な水辺として、街なかに潤いを与えています。さらに、八瀬川や石田川の桜並木は市民に親しまれる景観となっています。
- ・大間々から平野部に流れ出た渡良瀬川が、土砂を堆積させて形成された「大間々扇状地」の末端には、矢太神湧水など多くの湧水地が分布しています。
- ・農業の営みと密接に関係した、岡登用水などの用水路、菅塩沼などの灌漑用の池沼は、潤いのある水辺景観を形成しています。
- ・菅塩沼周辺の西長岡町、菅塩町、北金井町では、「上州太田ビオトープの里」として、自然環境の保全・復元を目的とした整備が行われています。

【課題】

- ・親水護岸化や緑道整備など、水辺景観との調和や生態系に配慮した河川・水路を整備することが大切です。
- ・水辺景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・河川や水路などの水辺の視点場を保全・整備することが大切です。
- ・河川や水路周辺へのごみの不法投棄などによる景観阻害を防止する必要があります。
- ・湧水地を保全する必要があります。



渡良瀬川



矢太神湧水



菅塩沼

⑦ 眺望景観

【現況】

- ・市街地に隣接した金山の山頂は、中心市街地などが一望できる展望の場として市民に親しまれています。また、金山は、本市のランドマークとして、市内全域から眺めることができます。
- ・八王子丘陵の南斜面に位置する北部運動公園は、四季のみどりの移ろいやふもとに広がる田園景観への眺望を楽しむことができ、春にはシバザクラが一面に広がり、良好な景観を形成しています。
- ・渡良瀬川や利根川は、橋や土手の上などからの見晴らしが良く、開放感のある景観が見られます。
- ・良好な農地の広がる田園地帯では、金山や八王子丘陵のほか、遠くに赤城山に代表される上毛三山などの山並みを望む広がりのある眺望を楽しむことができます。

【課題】

- ・良好な眺望景観の保全、より良い眺望景観を形成する必要があります。
- ・眺望に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩、高さなどを規制・誘導する必要があります。
- ・眺望を楽しむ視点を整備することが大切です。



金山山頂からの眺望



北部運動公園からの眺望



渡良瀬川からの眺望

⑧ 沿道・沿線景観

【現況】

- ・市北部を通る北関東自動車道のほか、市内には多くの幹線道路が通っています。
- ・国道17号、50号、122号、354号、407号及び主要地方道沿道には、大規模な広告物や駐車場のある店舗が集積しています。これらの店舗の中には、周囲から目立つ色彩の建築物や屋外広告物なども見られます。
- ・郊外部の沿道では、みどり豊かな田園景観が見られます。
- ・鉄道は、東武鉄道太田駅を中心として、東武伊勢崎線、東武桐生線、東武小泉線が走っています。太田駅周辺は、本市の玄関口にふさわしい景観づくりが望まれています。

【課題】

- ・街並みの連続性や背景となる住宅地景観、田園景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・沿道環境に配慮した街路樹を整備することが大切です。
- ・沿道・沿線の景観特性に応じて屋外広告物を規制する必要があります。



国道407号



東武伊勢崎線



太田駅

⑨ 歴史・文化景観

【現況】

- ・本市は、古墳時代以前から栄えた歴史のある地域です。天神山古墳、女体山古墳をはじめ多くの古墳が点在するほか、古代の上野国新田郡庁跡、中世の新田荘遺跡、金山城跡など、歴史をしのばせる景観資源が多く存在しています。
- ・天神山古墳・女体山古墳、茶臼山古墳、朝子塚古墳などでは、古墳と樹林地、周辺の農地などが一体となった景観が見られます。
- ・丸山宿、木崎宿などの街道沿道では、蔵や商家などの歴史的な街並みが見られます。
- ・大光院や長楽寺、東照宮など、市民に親しまれ、市外からの来訪者も多い寺社があります。
- ・曹源寺（さざえ堂）のアジサイ、丸山薬師のカタクリ、冠稲荷神社のボケ、反町館跡のサクラやフジ、大慶寺のボタンなど、花の名所として市民に親しまれる寺社が多く存在しています。
- ・旧金山図書館、旧世良田村役場、中島知久平邸など、歴史を今に伝える建築物が見られます。
- ・丸山宿や御城道などでは、歴史・文化景観資源を活かした市民活動が行われています。

【課題】

- ・歴史をしのばせる景観資源の保全・活用、歴史的街並みに配慮した周辺地域の景観づくりを進める必要があります。
- ・景観上重要な歴史的建造物を保全・修復する必要があります。
- ・歴史・文化景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などを規制・誘導する必要があります。
- ・歴史・文化景観資源に配慮し案内板・標識などを整備することが大切です。



天神山古墳



金山城跡



東照宮



曹源寺（さざえ堂）



反町館跡のフジ



旧金山図書館



大光院



丸山宿



中島知久平邸

⑩ 暮らしの景観

【現況】

- ・環境基本計画に基づき、新田地域湧水地保全整備の促進やポイ捨て防止活動の推進を行っています。
- ・平成18年度から実施している「1%まちづくり事業」では、環境美化事業や花いっぱい事業、公園のリメイク事業など、多くの景観関連事業が取り組まれています。

【課題】

- ・市民、事業者、行政の協働による景観づくりを推進する必要があります。
- ・市民や事業者の景観づくりに対する意識を高めていく必要があります。
- ・既存の取組みを継承・拡充する必要があります。
- ・地元まちづくり組織を育成することが大切です。



強戸地区花いっぱい運動



通学路の清掃・美化活動
(大原五区)



石田川緑地再生事業

⑪ まつりの景観

【現況】

- ・龍舞加茂神社萬燈、新井八幡宮獅子舞、東矢島長良神社獅子舞、細谷冠稲荷獅子舞、沖之郷祇園囃子(山車)、世良田祇園祭、生品神社鎗矢祭などの伝統芸能が市内各地で継承されています。
- ・おおた夏まつり、尾島ねふたまつり、やぶ塚かかし祭り、太田スポレク祭などのまつりが季節ごとに開催され、市民に親しまれています。
- ・北部運動公園の芝桜まつりや八瀬川桜まつり、にった花トピアなど、四季を彩るイベントが開催され、多くの市民や観光客でにぎわっています。

【課題】

- ・地域に根ざした伝統芸能やまつりを継承する必要があります。
- ・市の顔となる新たなイベントを創出することが大切です。



細谷冠稲荷獅子舞



おおた夏まつり



やぶ塚かかし祭り



北部運動公園の芝桜まつり



にった花トピア

□ 第2章 景観づくりの理念

1. 将来の景観像

前章の景観類型の現況と課題で整理したとおり、本市の景観は、土地利用の特性が表れた景観、地域資源により形成される多様な景観が重層的に関わりつつ形成されています。

これらの景観を市民共通の資産として将来にわたり継承するべく、その保全及び形成を図るため、「自然、まち、歴史・文化の調和した 愛着と誇りのもてる景観」を本市の将来の景観像に掲げ、その実現を目指します。

自然、まち、歴史・文化の調和した
愛着と誇りのもてる景観

2. 景観づくりの目標

将来の景観像の実現に向けて、次の3つの目標を設定し、計画的に、景観づくりの取組みを進めます。

目標1

多様な景観の特性を活かし、調和を図り、だれもが愛着と誇りをもてる景観づくりを進めます。

目標2

市のシンボルとなっている個性や魅力のある景観資源を活用した景観づくりを進めます。

目標3

市民、事業者と行政が協力しあい、身近な暮らしの中から景観づくりに取り組んでいけるよう、協働による景観づくりを進めます。

□ 第3章 良好な景観づくりに関する計画

1. 良好な景観づくりに関する方針

良好な景観づくりを進めるための方針を、11種類の景観類型ごとに定めます。

区分	景観類型	良好な景観づくりに関する方針
土地利用	①田園景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な農地、屋敷林、伝統的な家屋などからなる、安らぎを感じられる田園景観の保全・形成を図ります。 ・ 田園景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・ 景観を阻害する屋外広告物の規制、ごみの不法投棄の防止、耕作放棄地の解消などにより、田園景観の阻害要因の軽減を図ります。 ・ 田園景観に配慮し、土砂などの堆積の規制・誘導を図ります。 ・ 集团的優良農地の保全及び生態系に配慮したほ場整備による田園景観の保全・形成を図ります。
	②住宅地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ みどり豊かで落ち着いたある住宅地景観の保全・形成を図ります。 ・ 住宅地や住宅団地の老朽化などに伴う更新の際は、景観に配慮した整備を図ります。 ・ 住宅地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・ 生垣の設置や敷地内の緑化を図ります。
	③商業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太田駅周辺では、安全・安心に配慮した、本市の顔にふさわしい商業地景観の形成を図ります。 ・ にぎわいの連続性に配慮し、歩行者が歩いて楽しめる商業地景観の形成を図ります。 ・ にぎわいの形成に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・ 魅力ある商業地景観の形成に向け、地元まちづくり組織の育成とその活動に対する支援を図ります。
	④工業地景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観に配慮した活力ある良好な工業地景観の形成を図ります。 ・ 道路からの眺めに配慮し、敷地周辺部の緑化を図ります。 ・ 工業地景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。
景観資源	⑤みどりの景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金山や八王子丘陵などの山林景観の保全を図ります。 ・ 金山の松林や金山・市場の大ケヤキなど、魅力あるみどりの保全・形成を図ります。 ・ 公園や河川緑地、街路樹など、街なかのみどりの保全や整備・充実に努め、四季を彩るみどりの景観の形成を図ります。 ・ みどりの景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導、開発行為の規制・誘導を図ります。 ・ ごみの不法投棄などによる山林における景観阻害の防止を図ります。

区分	景観類型	良好な景観づくりに関する方針
景観資源	⑥水辺 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利根川、渡良瀬川、八瀬川、菅塩沼、矢太神湧水などの水辺では、親水性や生態系に配慮した保全・整備を図り、潤いのある水辺景観の保全・形成を図ります。 ・ 水辺景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・ 河川や水路などの水辺の視点場の保全・整備を図ります。 ・ ごみの不法投棄による河川敷などにおける景観阻害の防止に努めます。 ・ 湧水地に配慮した周辺の景観の形成を図ります。
	⑦眺望 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道などの主要な道路、農地や河川敷などの見晴らしの良い場所からの、山並みの眺望の確保を図ります。 ・ 山並みや水辺への眺望、市街地への見晴らしに配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩、高さなどの規制・誘導を図ります。 ・ 展望台など、見晴らしを楽しめる視点場の整備を図ります。
	⑧沿道・ 沿線 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街並みの連続性や背景となる住宅地景観、田園景観に配慮した、沿道・沿線景観の形成を図ります。 ・ 沿道・沿線景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。 ・ 沿道環境に配慮した街路樹の整備によるみどり豊かな景観の形成を図ります。 ・ 屋外広告物の規制により、良好な沿道・沿線景観の形成を図ります。
	⑨歴史・ 文化 景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の成り立ちや歴史の積み重なりを表す新田荘遺跡をはじめとする史跡や寺社などの文化財、日光例幣使道・銅山街道などの景観資源の保全・活用を図ります。 ・ 丸山宿や御城道などの歴史的街並みを守り、その周辺の地域では、歴史的街並みに配慮した景観の形成を図ります。 ・ 歴史・文化景観資源を郷土学習に活用し、郷土への愛着や誇りを育みます。 ・ 歴史・文化景観資源への理解を深めるため、案内板や標識の整備などを行います。 ・ 歴史・文化景観に配慮し、建築物・工作物の配置、形態・意匠、色彩などの規制・誘導を図ります。
	⑩暮らし の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、事業者、行政が景観に関する情報を共有化し、意識を高め、協働による景観づくりの推進を図ります。 ・ 市民・事業者による景観に配慮したまちづくり活動に対する幅広い支援を図ります。
	⑪まつり の景観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざした伝統芸能やまつりの継承を支援し、地域ごとの伝統行事の保全・活用を図ります。 ・ 市の顔となる新たなイベントの創出を図ります。

2. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

本市の良好な景観づくりにあたって、届出の対象となる行為を定めて、法に基づく届出制度による規制・誘導を進めます。なお、公共施設については届出 процедураがないため、別途公共施設の景観づくりの方針を定めます。

(1) 届出制度による景観づくり

景観計画区域において、景観に大きな影響を与えることになる一定規模以上の大規模な行為について、市への届出を義務づけます。届出に関する流れは、概ね次のとおりです。

①事前協議

行為の届出の前、計画変更が可能な段階で事前協議を行います。

事前協議では、届出対象行為の計画・設計内容について、景観計画（良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準など）への適合状況などの確認・協議を行います。必要に応じて、市は景観アドバイザー（学識経験者や専門家など）の助言などを受けて、専門的な指導を行います。

②行為の届出

届出対象行為に着手する 30 日前までに市に行為の届出を行います。

届出内容の適合審査などを経て、届出内容が景観計画に適合していないと市が判断した場合、良好な景観づくりに資するよう、法に基づいて勧告・変更命令を行います。第三者機関である景観審議会は、勧告・変更命令の内容について、様々な視点から審議します。

行為の届出をしない場合や、勧告や変更命令に従わない場合は、氏名等の公表や景観法に基づく罰則が適用されます。

③行為の着手

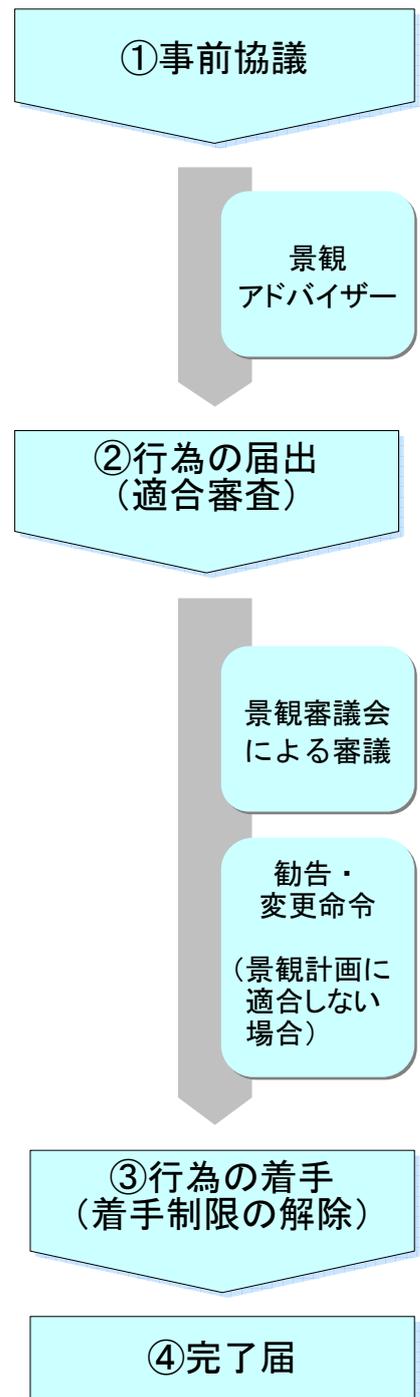
届出内容が景観計画に適合している場合、届出から 30 日以内に行為の着手制限が解除され、工事などの着手が可能になります。変更命令が行われた場合は、着手制限の期間が最大 90 日まで延長されます。

なお、事前協議で景観計画への適合が確認できている場合や、届出内容の景観計画への適合が速やかに確認できる場合は、着手制限の期間を短縮することができます。

④完了届

行為の完了時に、完了届を提出します。

市は、届出内容と相違のない建築物・工作物等であることを確認します。



(2) 公共施設の景観づくり

国の機関または地方公共団体が実施する、景観に大きな影響を与えることになる一定規模以上の公共施設の整備・改修事業については、あらかじめ市への通知を義務づけます。そして、本市の実施する公共施設の整備・改修事業を含めて、第3章第1節「良好な景観づくりに関する方針」に配慮するよう、必要に応じて協議や景観審議会からの意見聴取を行い、先導的な景観づくりを推進するよう努めます。

また、法に基づく景観重要公共施設制度を活用し、道路、河川、公園など、本市の良好な景観づくりに特に重要な役割を果たす公共施設の整備を推進します。

(3) 届出対象行為

本市には、市街地を中心に大規模な工場や商業施設、マンションなどが立地しています。このような大規模な建築物などは、周辺の景観に大きな影響を与えるものであり、景観への配慮を欠いた建築物・工作物等の建築などの行為が行われた場合、良好な景観の阻害や近隣景観の悪化を招くおそれがあります。

そこで、景観を悪化させるおそれのある以下の大規模な行為を届出対象行為として位置付けます。

行 為		届出対象	
A. 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増築、改築若しくは移転 ・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・ 色彩の変更 ・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等 	高さが15mまたは建築面積1,000㎡を超えるもの ただし、以下のものを除く (1) 当該行為に係る部分の見通すことができる壁面の面積の合計が10㎡以下のもの (2) 工業専用地域における、増築または改築に係る部分の建築面積が1,000㎡以下のもの(既存の建築面積が1,000㎡未満であって、増築または改築に係る部分の建築面積との合計が1,000㎡を超えるものを除く) (3) 工事に必要な仮設のもの (4) 見通すことができない場所でのもの	
		① 柵、塀、擁壁の類	高さが2mかつ長さ50mを超えるもの
B. 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新築、増築、改築若しくは移転 ・ 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・ 色彩の変更 ・ 景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等 	② 電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③ 煙突、排気塔の類 ④ 高架水槽、冷却塔の類 ⑤ 鉄筋コンクリート・金属製の柱の類 ⑥ 電線路または空中線系(その支持物を含む)	高さが15mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さととの合計の高さとする)
		⑦ 観覧車等の遊戯施設の類 ⑧ アスファルトプラント等の製造施設 ⑨ 自動車車庫専用の立体的施設 ⑩ 石油等の貯蔵・処理施設 ⑪ 汚水処理施設等の類	高さが15mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの
		⑫ 彫像、記念碑の類	高さが15mを超えるもの
		ただし、以下のものを除く (1) 建築物と一体となって設置されるものの新築で、当該部分の高さが1.5m以下のもの(⑦～⑪にあつては、新築に係る部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (2) 増築または改築で、高さが増築または改築前の高さ以下のもの(⑦～⑪にあつては、増築または改築に伴い増加する部分の築造面積が10㎡を超えるものを除く) (3) 工事に必要な仮設のもの (4) 改築で、外観の変更を伴わないもの (5) 見通すことができない場所でのもの	

行 為		届出対象
C. 開発行為		
D. 土地の 形質の 変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000㎡を超えるものまたは規模が高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、以下のものを除く <ul style="list-style-type: none"> ・ 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更 (宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立てまたは干拓を除く)
E. 物件の 堆積	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	高さ5mまたは面積500㎡を超えるもの ただし、以下のものを除く <ul style="list-style-type: none"> (1) 見通すことができない場所での堆積 (2) 堆積の期間が90日を超えないもの

※上表の行為は、以下のものを除きます。

- (1) 地盤面下または水面下における行為
- (2) 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (4) 通常管理行為、軽易な行為で周囲の景観を損なうおそれのない行為

※上表に定める行為のうち、「景観形成基準に適合していない外観の同色による塗装等」は、太田市景観条例に規定する届出対象行為です。また、その他に定める行為は、法第16条第1項に規定する届出対象行為です。

なお、法に基づく届出対象行為のうち、建築物及び工作物の表中に定める行為は、法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とします。

(4) 景観形成基準

「良好な景観づくりに関する方針」を実現するため、それぞれの届出対象行為ごとの行為の制限などの基準として、「景観形成基準」を定めます。

建築物・工作物に対する景観形成基準は、景観類型ごとに定めます。ただし、「⑩暮らしの景観」「⑪まつりの景観」の2つの景観類型は、日々の暮らしやまつりに根ざしたものであり、届出対象行為に該当しないため、景観形成基準を定めません。

なお、各基準に関して、関係法令に特段の定めがある場合は、当該基準を適用しません。

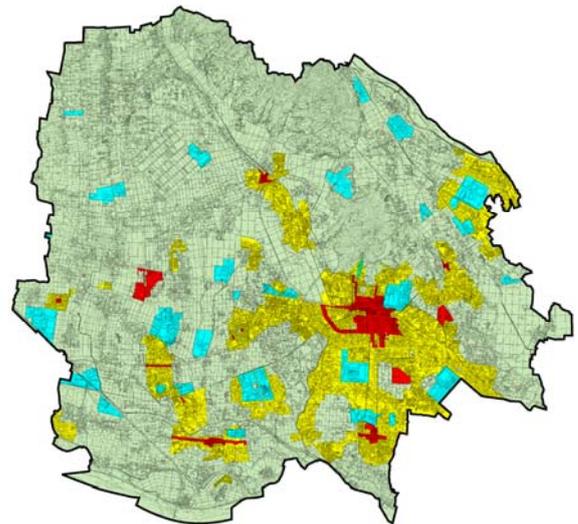
A. 建築物に対する景観形成基準

土地利用の景観類型ごとに、本市全域を対象とする共通基準として、「土地利用の景観形成基準」を定めます。

さらに、景観資源の景観類型ごとに、土地利用の景観形成基準に上乗せする特別基準として、「景観資源の景観形成基準」を定めます。

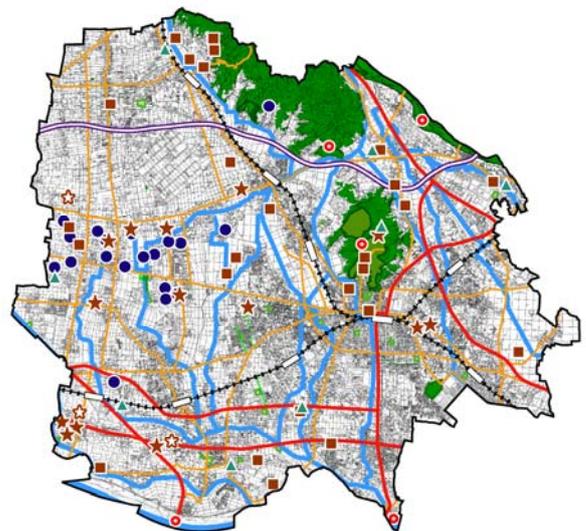
**土地利用の景観形成基準
(共通基準)**

①田園景観	
②住宅地景観	
③商業地景観	
④工業地景観	



**景観資源の景観形成基準
(特別基準)**

⑤みどりの景観	 森林・丘陵地	 都市公園・緑地
	 その他の公園	
	 文化財(天然記念物)	
⑥水辺景観	 河川・水路	 湧水地・池沼
⑦眺望景観	 眺望点	
⑧沿道・沿線景観	 国道	 高速道路
	 県道	 鉄道
⑨歴史・文化景観	 国指定文化財(建造物・史跡)	
	 国登録文化財(建造物)	
	 県・市指定文化財(建造物・史跡)	



景観形成基準の構成

土地利用の景観形成基準（共通基準）

① 田園景観																															
位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 建築物は道路や田園などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。また、丘陵地やその近辺では、りょう線を乱さないように配置する。 ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合には、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。 																														
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 ・ 見晴らしや屋敷林、周辺樹木などの良好な田園景観を阻害しないよう、高さに配慮する。 																														
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の自然環境や景観との調和とともに、地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材^{*1}を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努める。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。 																														
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の5分の1未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するもの^{*2}を使用する場合を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">壁面</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">屋根</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td>8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td>8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td>8 以下</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>8 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 		色 相	明 度	彩 度	壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	1.5 以下	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—	屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	黄 (Y)	8 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	1.5 以下	無彩色 (N)	8 以下	—
	色 相	明 度	彩 度																												
壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	1.5 以下																												
	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—																												
屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	8 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	1.5 以下																												
	無彩色 (N)	8 以下	—																												

外構
・
緑化
等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、低木や高木を植栽するなどして、まとまりのある緑化を行う。
- ・ 敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。
- ・ 擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。

※1 自然素材とは、素地色が見える木材や石材、土、ガラスなどの材料です。(以下同じ)

※2 伝統的な素材・技法及びこれらに類するものとは、神社仏閣などの伝統的な建築物に使用されている素材・技法及びそれらの修復に用いられる素材・技法です。(以下同じ)

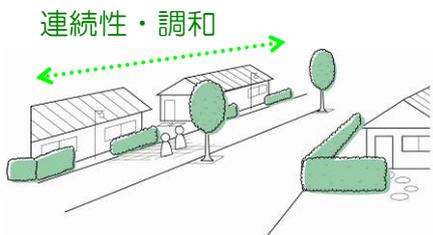


② 住宅地景観

位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 建築物は道路などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。 ・ 街並みの連続性を阻害することがないように、周囲の建築物の壁面位置や配置などに揃える。 ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。 																														
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 																														
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないにする。 ・ 歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある素材や反射素材を避け、自然素材を使用するなど、周辺の景観と調和した素材の使用に努める。 ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明は使用しない。 																														
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面若しくは屋根の見付面積の5分の1未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">色 相</th> <th style="width: 20%;">明 度</th> <th style="width: 35%;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">壁面</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>4 以上 9 以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">屋根</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td>8 以下</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td>8 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td>8 以下</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td>8 以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 		色 相	明 度	彩 度	壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	2 以下	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—	屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	黄 (Y)	8 以下	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	2 以下	無彩色 (N)	8 以下	—
	色 相	明 度	彩 度																												
壁面	赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	2 以下																												
	無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—																												
屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下																												
	黄 (Y)	8 以下	4 以下																												
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	8 以下	2 以下																												
	無彩色 (N)	8 以下	—																												

外構
・
緑化
等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、低木や高木を植栽するなどして、まとまりのある緑化を行う。
- ・ 敷地の接道部では、沿道の街並みやみどりの連続性の確保、圧迫感の軽減、歩行空間の魅力向上に配慮して塀、柵、生垣及び植栽などを工夫する。
- ・ 駐車場や自転車置き場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。
- ・ 擁壁などを設置する場合は、その高さをできる限り低くおさえ、その仕上げや上部に自然素材を用いるなど、周辺の景観との調和に努める。

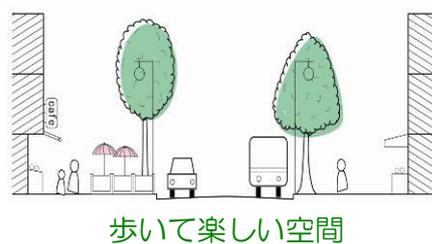
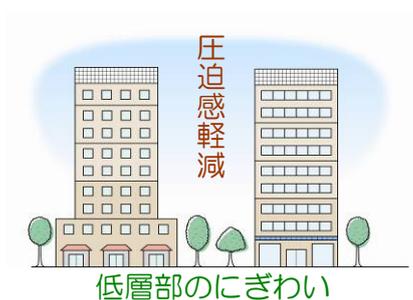


③ 商業地景観

位置 ・ 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 隣接地と相互に協力し、店先へオープンスペースを配置するなどして、にぎわいのある歩行空間を演出する。 ・ 街並みの連続性を阻害することがないように、周囲の建築物の壁面位置や配置などに揃える。 																	
高さ ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 																	
形態 ・ 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 ・ 歩行者の目線に近い低層部の外壁仕上げには石や木などの素材感のある材料の使用に努める。 ・ 低層部の意匠は、歩行空間の魅力向上に資するよう、にぎわいや楽しさを演出する。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。 ・ 住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。 ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。 																	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の5分の1未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">壁面 及び 屋根</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 		色 相	明 度	彩 度	壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下	黄 (Y)	—	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下	無彩色 (N)	—	—
	色 相	明 度	彩 度															
壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下															
	黄 (Y)	—	4 以下															
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下															
	無彩色 (N)	—	—															

外構・
緑化等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。
- ・ 敷地の接道部では、植栽、地面の仕上げなどを工夫する。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。

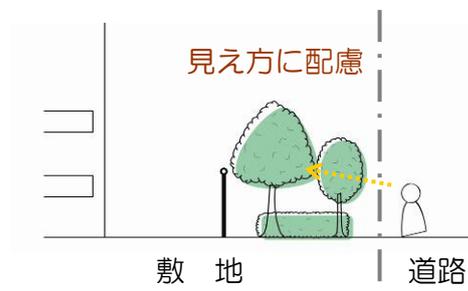
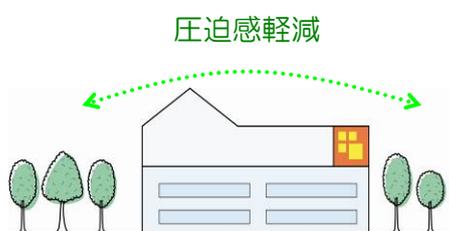


④ 工業地景観

位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した配置に努める。 ・ 建築物は道路などに接する敷地境界線からできる限り後退させ、オープンスペースを確保するとともに、周囲への威圧感及び圧迫感を軽減させる。 ・ 樹容または樹勢が優れた樹木、水辺などが敷地内にある場合は、これらの樹木や水辺を活かした配置とする。 																	
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和した高さ及び規模とするよう努める。 																	
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物全体としてまとまりのある意匠とする。 ・ 周囲の建築物、背景の山並みなどの周辺の景観との調和及び地域の特性に応じて、全体的に違和感のない形態・意匠とする。 ・ 外壁または屋上に設ける設備は、露出させないなど、建築物本体及び周辺の景観と調和した意匠とするとともに、道路などから見えない位置に設置する。 ・ 屋外階段、ベランダなど建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、建築物本体と調和し、繁雑にならないようにする。 ・ 長大な壁面を設ける場合は、周辺の景観にあわせて壁面を適度に区分した形態・意匠とするなど、圧迫感や威圧感を軽減する。 ・ 光沢のある材料や反射光の生じる材料を壁面の大部分にわたり使用することは避ける。 ・ 住宅地に面する地域では、周辺の住宅地景観に配慮した落ち着いた形態・意匠とする。 ・ 田園景観に面する地域では、屋敷林・田畑など周辺の自然環境に配慮した形態・意匠とする。 ・ 閃光を発するものや点滅するような過度に明るい照明の使用は避ける。 																	
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面及び屋根に使用する色彩は下表の色彩基準に適合させるとともに、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の建築物とのトーン（明度・彩度）を揃えた色調とする。ただし、壁面及び屋根の見付面積の5分の1未満を構成する色彩、自然素材を使用する場合、伝統的な素材・技法及びこれらに類するものを使用する場合を除く。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">色 相</th> <th style="text-align: center;">明 度</th> <th style="text-align: center;">彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">壁面 及び 屋根</td> <td>赤 (R)、黄赤 (YR)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">6 以下</td> </tr> <tr> <td>黄 (Y)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">4 以下</td> </tr> <tr> <td>黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色 (N)</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面に複数の色やアクセント色を使用する際は、色彩相互の調和、使用する面積・配置のバランスに十分配慮し、落ち着いたものとする。 ・ 屋上工作物は、建築物本体及び周辺の景観と調和した色彩とする。 		色 相	明 度	彩 度	壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下	黄 (Y)	—	4 以下	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下	無彩色 (N)	—	—
	色 相	明 度	彩 度															
壁面 及び 屋根	赤 (R)、黄赤 (YR)	—	6 以下															
	黄 (Y)	—	4 以下															
	黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	—	2 以下															
	無彩色 (N)	—	—															

外構・緑化等

- ・ 道路から見える敷地では、配置を考慮しながら、緑化に努める。
- ・ 垣や柵を設置する場合は、道路などに接する敷地境界線からできる限り後退した配置とし、圧迫感の軽減に努める。
- ・ 駐車場や自転車置場、ごみ置き場、機械室、倉庫などを設置する場合は、通りから見えにくい場所に配置したり、植栽で隠したりするなどして、周辺の街並みと調和させる。



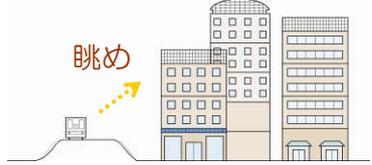
景観資源の景観形成基準（特別基準）

⑤ みどりの景観		
配置	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地に面する建築物は、公園・緑地に面してオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、公園・緑地内などからの眺望や公園・緑地周辺の街並みとの調和に配慮して配置する。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地などからの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 山林の周辺では、山林景観に配慮した形態・意匠・色彩とする。 	
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内を積極的に緑化するとともに、既存の樹木がある場合は、できる限り保存し、周辺のみどりとの連続性を確保する。 	

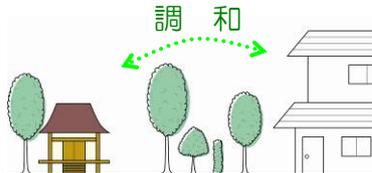
⑥ 水辺景観		
配置	<ul style="list-style-type: none"> 河川や湧水地など、水辺に面する部分にオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、水辺に配慮した魅力的な空間づくりを行う。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の河川や湧水地からの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 	
外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の境界部に生垣を設置するなど周辺の水辺景観との連続性に配慮する。 	

⑦ 眺望景観		
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の高さは、主要な眺望点からの眺望を著しく妨げないように努める。 	
形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 良好な眺望景観の形成に配慮した形態・意匠・色彩とする。 	

⑧ 沿道・沿線景観

<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や植栽は、沿道・沿線からの眺めに配慮して配置する。 	
<p>形態・意匠・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交差点に面した建築物は、角地の見通しに配慮した形態・意匠とする。 隣接する建築物と低層部の軒高をあわせるなど、街並みの連続性の確保に努める。 道路や鉄道からの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 	

⑨ 歴史・文化景観

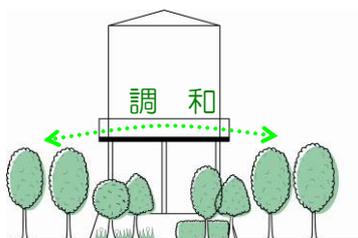
<p>配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物や史跡などの優れた景観資源に隣接する場合は、これらの景観資源への見通しや眺望に配慮して配置する。 	
<p>高さ・規模</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物と調和した高さとするよう努める。 	
<p>形態・意匠・色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物などが多い地域では、外観をできる限り、周囲の歴史的景観との調和に配慮した意匠・色彩とする。 	
<p>外構・緑化等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の緑化とともに、周辺の生垣や板塀などとの連続性を確保するなど、周辺の歴史・文化景観との調和に努める。 	

B. 工作物に対する景観形成基準

原則として、建築物の景観形成基準に準ずるものとします。

ただし、やむを得ない場合は、工作物の種類及び用途に応じて、以下の基準に適合することにより、建築することを可能としますが、この場合においても、周辺の景観との調和を図るように努める必要があります。

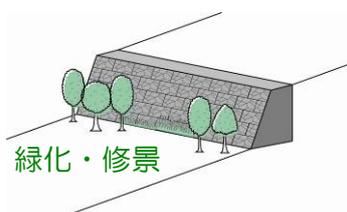
配置規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を感じさせないよう敷地境界線から後退する。 ・ 長大で単調な壁面を避ける。
形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面や側面の見え方に配慮し、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 ・ 色彩は、建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の建築物と調和させる。
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地境界部では、高木や生垣などを配置し、周辺への圧迫感を軽減する。 ・ 工作物の足元の緑化に努め、潤いを創出する。



C. 開発行為に対する景観形成基準

全市共通で、以下の基準を定めます。

土地の形質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 ・ 擁壁などの構造物を設ける場合は、必要最小限のものとする。また、前面の緑化や自然石の使用、化粧型枠による修景など、周辺の景観との調和に配慮した仕上げを行う。 ・ 法面が生じる場合は、緩やかな傾斜とし、芝や低木などの緑化を行う。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゆとりある宅地規模を確保し、建物の配置に余裕をもたせるよう努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が一団となって生育する場所では、樹木の保全や代替緑化を行うなど、みどりの連続性を確保する。



D. 土地の形質の変更に対する景観形成基準

開発行為に対する景観形成基準に準ずるものとします。

E. 物件の堆積に対する景観形成基準

全市共通で、以下の基準を定めます。

高さ 配置	<ul style="list-style-type: none">・ 堆積物は、整然と積み上げるとともに、法面の勾配は、周囲に圧迫感を与えないようにする。・ 敷地の周囲に道路または建築物がある場合は、これらの土地の境界と堆積物との間隔が十分な距離を確保するよう配慮する。・ 堆積物が周辺から見えないう、塀、囲い及び植栽などを設け、周辺の景観と調和させる。
色彩	<ul style="list-style-type: none">・ 塀及び囲いなどを設ける場合は、その色彩を建築物の色彩基準に適合させるとともに、周辺の建築物などと調和させる。



3. 屋外広告物に関する規制・誘導

看板、はり紙などの屋外広告物は、にぎわいある街並みを創出する一方、無秩序に氾濫すると市街地や自然の景観を損ねてしまう可能性があります。

そこで、本市の良好な景観づくりにあたっては、景観計画及び屋外広告物条例に基づき、市内全域における屋外広告物の適切な規制・誘導を図ります。

(1) 屋外広告物の規制・誘導に関する基本的考え方

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、景観計画に基づき、周辺の景観との調和に十分配慮することとします。

また、屋外広告物の面積や高さ、形状、掲出方法などに関する制限については、屋外広告物条例で定め、規制・誘導を図ります。

(2) 屋外広告物に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置の際には、景観計画の第3章第1節「良好な景観づくりに関する方針」、第2節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準を遵守するものとします。

本市の良好な景観を形成または風致を維持するため、屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置にあたっては、以下の事項に配慮するものとします。

- ・ 特に田園景観や住宅地景観においては、落ち着いた色彩とするとともに、けばけばしく点滅する広告物は設置しない。
- ・ 周辺の景観と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠とする。
- ・ 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、良好な景観の形成または風致の維持のために配慮する。
- ・ 河川などの水辺または山並みなどの眺望を阻害しないよう配慮し、極力低層部に設置する。
- ・ 建築物本体に設置する場合は、建築物本体と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠などとする。また、建築物の敷地内に収め、複数の屋外広告物は極力集約する。
- ・ 必要最小限の大きさ及び設置数にとどめる。
- ・ 原色や蛍光色の使用を避けるなど、きわだって派手な色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とする。
- ・ ネオンサインその他の照明を使用する広告物は、美観の維持に必要な対策を講ずる。

その他、景観重要建造物及び景観重要樹木への屋外広告物の表示または屋外広告物を掲出する物件の設置の原則禁止や以下に示す場所周辺における周辺の景観への配慮など、必要な制限を太田市屋外広告物条例に定めます。

- ・ 本市の景観の骨格を構成する場所
- ・ 景観形成重点地区
- ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木周辺

4. 景観重要建造物の指定と管理

本市の良好な景観づくりにあたっては、地域のシンボルとなる景観資源を良好な状態に保ち、活用していくことが重要です。

そこで、地域の歴史や生活が感じられる建造物や市民に親しまれてきた建造物などを、景観法に定められた「景観重要建造物」として位置づけ、外観の変更などを制限し、地域における景観づくりを推進します。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する建造物のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要建造物に指定します。

ただし、景観法の規定により、「文化財保護法」に基づく国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された建造物については適用しません。

- ・ 歴史的・文化的意義のある建造物
- ・ 地域における生活や生業が表れた地域固有の建造物
- ・ 地域のシンボルとして市民に親しまれている建造物
- ・ 景観づくりに先導的な役割を担う建造物

(2) 景観重要建造物の指定の手続き

景観重要建造物の指定にあたっては、所有者と十分な協議を行い、同意を得ます。

また、事前に所有者及び管理者と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いた上で、保全、管理及び活用に関する事項について定めます。

なお、群馬県文化財保護条例及び太田市文化財保護条例に基づく指定文化財または文化財保護法に基づく登録有形文化財である建造物は、その歴史的・文化的な価値が広く認められていると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物については、所有者の同意が得られたものを景観重要建造物として指定することを検討します。

(3) 景観重要建造物の保全、管理及び活用の方針

市及び所有者などは、以下の保全、管理及び活用の方針に基づき、協働による景観重要建造物の適切な保全・管理を行います。

- ・ 積極的に広報を行うことにより、その価値を広く知らしめます。
- ・ 地域活動の拠点としての活用など、景観重要建造物を核とした地域の魅力ある景観づくりを支援します。
- ・ 周辺については、行為の届出に際して景観重要建造物に配慮した景観を誘導します。

なお、景観法の規定により、景観重要建造物に指定することによって、現状変更の制限、所有者などによる適切な管理義務などが生じます。

5. 景観重要樹木の指定と管理

地域の歴史や自然を象徴する樹木や市民に親しまれてきた樹木などを、景観法に定められた「景観重要樹木」として位置づけ、伐採などを制限し、地域における景観づくりを推進します。

(1) 景観重要樹木の指定の方針

道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができ、以下のいずれかに該当する樹木のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものについて所有者と協議し、景観重要樹木に指定します。

ただし、景観法の規定により、「文化財保護法」に基づく特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物に指定または仮指定された樹木については適用しません。

- ・ 歴史的・文化的意義のある樹木
- ・ 特徴的な樹容の樹木
- ・ 地域のシンボルとして市民に親しまれている樹木

(2) 景観重要樹木の指定の手続き

景観重要樹木の指定にあたっては、所有者と十分な協議を行い、同意を得ます。

また、事前に所有者及び管理者と十分な協議を行い、景観審議会の意見を聞いた上で、保全、管理及び活用に関する事項について定めます。

なお、群馬県文化財保護条例及び太田市文化財保護条例に基づく指定天然記念物である樹木は、その歴史的・文化的・自然的な価値が広く認められていると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木については、所有者の同意が得られたものを景観重要樹木として指定することを検討します。

さらに、太田市緑化条例に基づく保存樹木は、特徴的な樹容を有し、地域の景観上重要な樹木であると考えられます。そこで、これらのうち公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木については、所有者の同意が得られたものを景観重要樹木として指定することを検討します。

(3) 景観重要樹木の保全、管理及び活用の方針

市及び所有者などは、以下の保全、管理及び活用の方針に基づき、協働による景観重要樹木の適切な保全・管理を行います。

- ・ 積極的に広報を行うことにより、その価値を広く知らしめます。
- ・ 周辺については、行為の届出に際して景観重要樹木に配慮した景観を誘導します。

なお、景観法の規定により、景観重要樹木に指定することによって、現状変更の制限、所有者などによる適切な管理義務などが生じます。

6. 景観重要公共施設の指定と整備

良好な景観づくりにあたっては、行政が先導的な役割を果たす必要があります。

このため、本市の景観の骨格を構成する、あるいは地域の景観づくりに先導的な役割を果たすなど、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川、公園など）を、景観法に定められた「景観重要公共施設」に指定し、その整備に関する考え方などを定めます。

（１）景観重要公共施設の指定の方針

本市では、以下のいずれかに該当する公共施設（道路、河川、公園など）のうち、良好な景観づくりに重要と認められるものを、景観重要公共施設に指定します。

景観重要公共施設は、当該公共施設の管理者と協議し、同意を得た上で指定します。

- ・ 本市の景観の骨格を構成する「みどりの景観」「水辺景観」「眺望景観」「沿道・沿線景観」「歴史・文化景観」などの一部を構成する公共施設
- ・ 地域の景観づくりの先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

（２）景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設の整備にあたっては、計画・事業実施・維持管理の各段階において景観への配慮が求められます。

そこで、景観重要公共施設の整備に関する考え方を以下のとおり定めます。

- ・ 景観重要公共施設の整備計画などの策定にあたっては、第 3 章第 1 節「良好な景観づくりに関する方針」、第 2 節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準（景観形成重点地区内では、その地区独自の良好な景観づくりの方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）に適合するよう配慮した形態・意匠、色彩、緑化などを検討する。
- ・ 補修及び改修時の際は、良好なデザインを維持するとともに、景観阻害要素を除却または改善する。
- ・ 景観阻害要素の除却または改善にあたっては、景観計画の第 3 章第 1 節「良好な景観づくりに関する方針」、第 2 節「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の景観形成基準（景観形成重点地区内では、その地区における良好な景観づくりに関する方針、景観形成基準）に適合するよう配慮する。

(3) 占用許可に関する考え方

電柱や自動販売機など、占用許可の対象となる施設の形態・意匠などは、道路などの公共空間の整備内容や周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

そこで、占用許可に関する考え方を以下のとおり定めます。

- ・ 配置は、主要な場所からの眺望や景観の連続性に配慮したものとする。
- ・ 色彩や素材は、道路の仕上げや沿道の建築物、周辺の自然環境などと調和し、経年変化に配慮したものとする。
- ・ 占用物件は、他の道路施設と調和した色彩とするとともに、植栽などにより修景するか、道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。
- ・ 公共空間内に設置される案内板・標識は、周辺の景観に調和したものとし、地域や公共施設の区域内で統一の取れたデザインとする。

□ 第4章 重点的な景観づくり

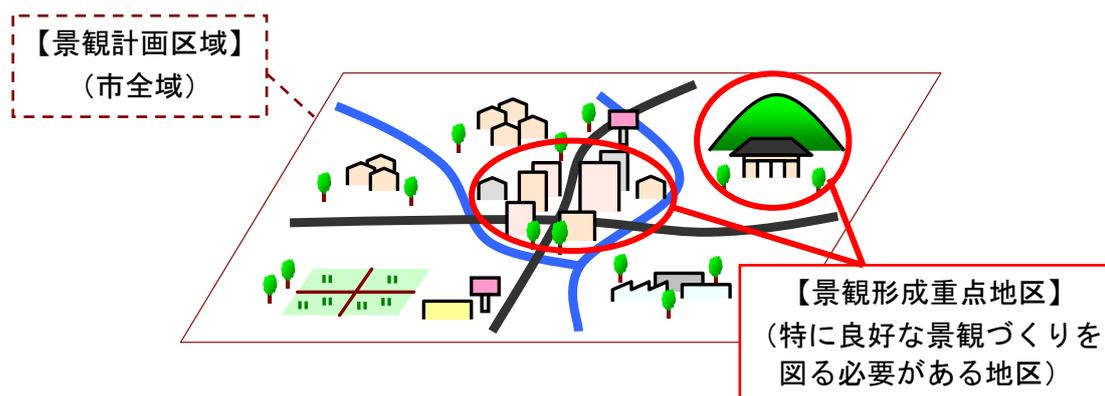
1. 景観形成重点地区の指定

(1) 景観形成重点地区の指定の考え方

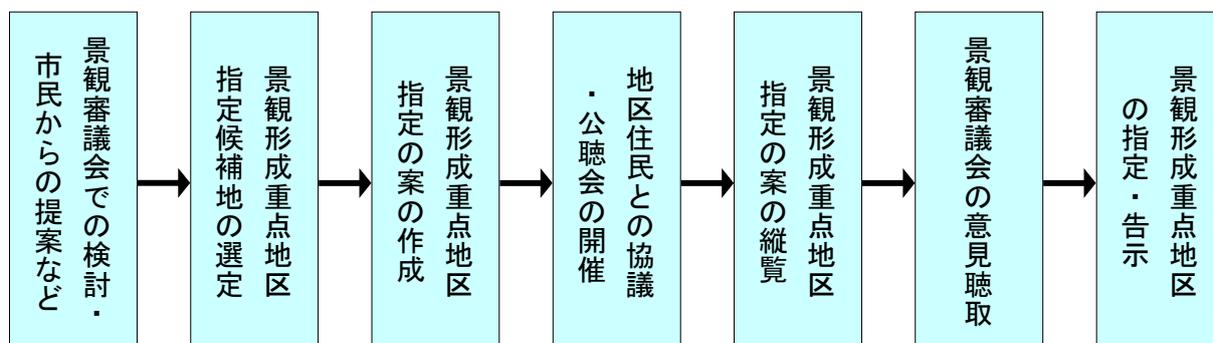
特に良好な景観づくりを図る必要がある地区における取組みを推進するため、「景観形成重点地区」を指定し、地区の特性を活かした重点的な景観づくりを推進します。

景観形成重点地区の指定にあたっては、景観審議会での検討や市民からの提案をもとに、指定候補地を選定します。それらの候補地について、地区住民との協議・合意形成を進め、指定を行います。

景観形成重点地区では、地区独自の届出制度やガイドラインに基づき、地区の特性に応じた建築物・工作物等のきめ細かな規制・誘導を行います。また、景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設などの景観法の制度及び関連諸制度を活用して、地区の景観資源を活かした景観づくりを推進します。さらに、地域の景観づくりの熟度に応じて、景観地区や地区計画の活用を検討します。



景観形成重点地区のイメージ

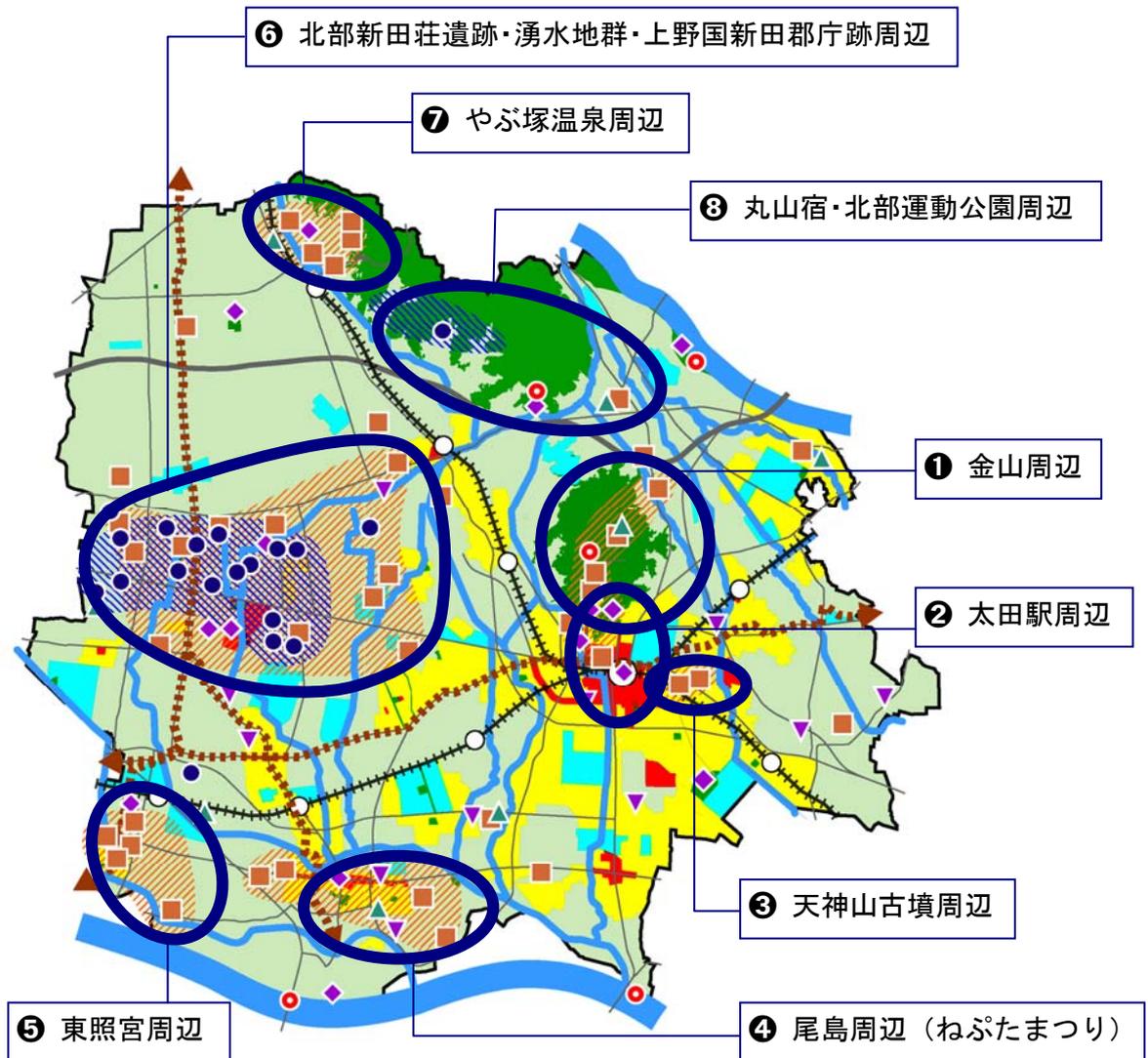


景観形成重点地区の指定の主な流れ

(2) 景観形成重点地区指定検討候補地

すでに優れた景観が形成されている地区や、シンボル性が高く今後良好な景観の創出が望まれる地区、景観形成上早急に解決すべき課題を有する地区など、特に良好な景観の保全・形成を図る必要がある地区を景観形成重点地区指定検討候補地に選定します。

なお、この区域は、大まかな範囲を示したものです。今後、地域の特性や地区住民の皆さんの意見を聞いて具体的な区域を検討し、地区住民の皆さんとの合意形成の上、景観形成重点地区に指定します。



土地利用		景観資源			
①田園景観		⑤みどりの景観	森林・公園・緑地	⑧沿道・沿線景観	鉄道・駅 幹線道路 高速道路
②住宅地景観			文化財 (天然記念物)		
③商業地景観		⑥水辺景観	河川・水路	⑨歴史・文化景観	文化財 (建造物・史跡) 古道
④工業地景観			湧水地・池沼		
		⑦眺望景観	眺望点	⑩まつりの景観	まつり 伝統芸能

歴史・文化景観資源のまとまりのある区域 水辺景観資源のまとまりのある区域

景観形成重点地区指定検討候補地

① 金山周辺

自然と歴史の調和、太田市のシンボル金山

【現況と課題】

- ・ 山頂から本市全域を見渡せ、また、市内各所から望むことができる金山は、ハイキングなどで市内外から多くの人々が訪れる本市のシンボルです。
- ・ 金山を代表する植生であるアカマツの松枯れが進行しています。
- ・ 大光院など、七福神めぐりの寺院が金山周辺に分布し、歴史的な趣のある景観が見られます。特に大光院で行われる年間行事は、地域の人々の心の拠り所となっています。
- ・ 大光院参道では、かつてのにぎわいのある門前町景観が失われつつあります。
- ・ ぐんまこどもの国は、みどり豊かな公園として整備され、市外からも多くの家族連れが来訪しています。

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・ 歴史・文化資源に配慮した、地区独自の景観形成基準の策定、景観協定などの締結
- ・ 本市のシンボルである金山の景観の保全・良好な眺望景観の創出
- ・ 金山赤松管理オーナー制度の拡充など、松枯れ対策の推進
- ・ 歴史・文化資源に配慮した大光院参道の整備
- ・ 金山へのハイキングコース、休憩所、標識・案内板などの整備
- ・ 金山周辺を散策するためのレンタサイクルの整備
- ・ 市民・事業者・行政が協働して取り組む景観協議会などの設置による景観づくりの推進など



金山城跡



大光院

② 太田駅周辺

太田宿の歴史とにぎわいを活かした、太田市の顔となる景観づくり

【現況と課題】

- ・ 日光例幣使道の宿場町、金山城のふもとの町場としての歴史をもつ本町通りでは、商店街のにぎわいのある景観が失われつつあります。
- ・ 太田駅から大光院を結ぶ御城道周辺には、旧金山図書館などの歴史的建造物や寺社が点在しています。
- ・ 太田駅の南口(南一番街)は、市を代表する商業地となっています。しかし、周囲から目立つ色彩を使った建築物や屋外広告物、大規模な屋上広告塔などが見られます。市民から、安全上、風紀上の問題点を指摘する意見があげられています。
- ・ 中心市街地では、街路樹などのみどりの不足が課題となっています。

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・ 御城道など、太田駅から大光院までの主要道路の緑化などによる、楽しい歩行者空間の整備
- ・ 太田駅北口における、街道の歴史や商店街としてのにぎわいの創出に配慮した、地区独自の景観形成基準の策定、景観協定などの締結
- ・ 太田駅南口における、利用者の安全・安心に配慮した商業地景観の形成
- ・ 周辺の景観と調和しない大規模な看板、派手な色彩の看板の規制・誘導
- ・ 市民・事業者・行政が協働して取り組む景観協議会などの設置による景観づくりの推進など



南一番街

③ 天神山古墳周辺

東日本最大の古墳を活かした景観づくり

【現況と課題】

- ・ 天神山古墳・女体山古墳は周辺の農地と一体となり、良好な景観を形成しています。
- ・ 周辺の幹線道路交差点付近では、古墳への眺望を阻害する屋外広告物が見られます。

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・ 古墳と調和した景観形成基準などの策定
- ・ 天神山古墳・女体山古墳の樹木の管理や下草刈りの定期的な実施
- ・ 太田駅などから古墳への経路を示す標識・案内板などの整備
- ・ 古墳への眺望に配慮した屋外広告物の規制・誘導 など



天神山古墳

④ 尾島周辺(ねぶたまつり)

ねぶたまつりの誇りを伝える景観づくり

【現況と課題】

- ・ 尾島の亀岡地区では、銅山街道の名残をとどめる景観が見られます。しかし、近年では、かつてのにぎわいのある景観が失われつつあります。
- ・ 尾島町(国道354号沿道)で、毎年8月に開催される尾島ねぶたまつりは、市内有数のまつりであり、圧倒的なにぎわいを見せています。

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・ 国道354号(尾島町周辺)における、歴史的な街並み、まつりの景観に配慮した道路空間の整備の推進
- ・ ねぶたまつり関連事業の推進
- ・ 尾島市街地及び中島知久平邸などからの散策路の整備 など



尾島ねぶたまつり
(国道354号)

⑤ 東照宮周辺

新田氏、徳川氏の歴史を感じる景観づくり

【現況と課題】

- ・ 世良田町の東照宮周辺には、長楽寺、新田荘歴史資料館など、多くの歴史的な史跡・施設がまとまった、歴史的な趣のある景観が形成されています。
- ・ 縁切寺満徳寺は、周辺の住民の協力のもとに生垣などを整備し、安らぎや歴史的な趣のある景観が見られます。

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・ 史跡を自転車や徒歩で楽しめるよう回遊路、標識・案内板などの整備
- ・ 新田荘歴史資料館や旧世良田村役場など、東照宮周辺の建物の活用
- ・ 世良田祇園祭の景観に配慮した道路空間の整備 など



東照宮

⑥ 北部新田荘遺跡・湧水地群・上野国新田郡庁跡周辺

自然と歴史に出会える景観づくり

【現況と課題】

- ・市西部に広く分布している生品神社、反町館跡などの新田荘遺跡は、歴史的な趣のある景観が見られます。
- ・平成20年に国史跡に指定された上野国新田郡庁跡は、現状では、広大な空き地となっています。
- ・市西部には、多くの湧水地が分布していますが、矢太神湧水のほかにはコンクリートで整備され、潤いのある景観が失われつつあります。



上野国新田郡庁跡

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・歴史・文化景観、水辺景観に調和した建築物・工作物等の景観形成基準などの策定
- ・史跡を自転車や徒歩で楽しめる回遊路、標識・案内板などの整備
- ・上野国新田郡庁跡の史跡公園としての整備
- ・湧水地周辺のみどりの保全、自然を活かした整備 など

⑦ やぶ塚温泉周辺

温泉情緒を感じる憩いの空間

【現況と課題】

- ・やぶ塚温泉は、スネークセンター、三日月村などの観光施設がある、市内有数の観光地です。
- ・周辺には北山古墳や石切場跡などの史跡・名所が集積していますが、これらの史跡・名所を巡る散策路などがなく、活用されていない状況です。



やぶ塚温泉

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・温泉地らしい景観の形成に向けた建築物・工作物等の景観形成基準などの策定
- ・温泉事業者・行政が協働して取り組む景観協議会などの設置による景観づくりの推進
- ・景観に配慮した散策路の整備 など

⑧ 丸山宿・北部運動公園周辺

丸山宿の歴史と、豊かな自然、四季の花々を楽しむ景観づくり

【現況と課題】

- ・丸山町では、昔ながらの街道集落の街並み（丸山宿）が住民によって守られています。
- ・八王子丘陵は、周囲の田園景観と一体となり、のびやかな景観を形成しています。丘陵南端の北部運動公園は、春には芝桜まつりでにぎわうほか、ふもとに広がる田園景観への眺望を楽しむことができます。
- ・上州太田ビオトープの里にある菅塩沼は、桜の名所であり、潤いのある景観が形成されています。また周辺には、昔ながらの集落が点在しています。



丸山宿

【景観づくりの方向性のイメージ】

- ・丸山宿の昔ながらの街並みの保全・形成に向けた、建築物・工作物等の景観形成基準などの策定、景観協定などの締結
- ・八王子丘陵や桜並木、ビオトープなどの良好な自然景観の保全
- ・北関東自動車道及びアクセス道路の整備状況に応じた景観への配慮 など

2. ガイドラインの作成

第3章に定める「景観形成基準」を補完するため、きめ細かい景観づくりのルールを定めた「景観形成ガイドライン」を作成します。

良好な景観づくりを進めるためには、“このような地域にしたい”という地域ごとの景観のイメージや最低限守るべきルールについて、市民が広く共有することが大切です。そのため、景観形成ガイドラインは、イラストや写真による具体的事例や解説などにより、景観に配慮すべき事項や地域ごとに目指す景観の方向性やルールをきめ細かくかつわかりやすく示します。

それにより、市民や事業者は、本市の目指す景観のイメージを共有して、創意工夫を図りつつ取り組みを進めることができるようになります。

本市の良好な景観づくりを進めるにあたって、想定される景観形成ガイドラインを以下に示します。

色 彩

- ・ 地域や建物用途ごとの望ましい色彩の配色（推奨色）、地域にふさわしい色彩（風土色）など
- ・ 屋外広告物の色彩の配色 など

公共施設

- ・ 道路、河川、公園、公共建築物など各公共施設における整備の方針、望ましい色彩の配色（推奨色）、設備の素材、維持管理方法 など

屋外広告物、標識・案内板

- ・ 屋外に掲出される屋外広告物、標識や案内板などに関する大きさ、設置位置、形態、素材、表現・表示内容、色彩などの方針

地域別(大規模建築物・戸建住宅など)

- ・ 地域ごとの特性や目指す姿に応じて、届出制度の景観形成基準を補完するきめ細かな基準
- ・ 景観類型あるいは建築物の用途・規模などに応じた整備の方針、望ましい色彩の配色（推奨色）など

□ 第5章 良好な景観づくりの推進

1. 市民・事業者の景観づくりの参画・支援

(1) 市民・事業者による景観づくりの取組み支援

市民・事業者による景観づくりの取組みを効果的に支援するため、以下の想定される支援方策の中から、必要な取組みを推進します。

a. 情報提供・人材育成・啓発

- ・ 景観づくりに関する各種情報発信
- ・ 景観講演会
- ・ 景観資源マップ（データベース）
- ・ 景観まちづくり講座

b. 活動支援

- ・ 市民・事業者の取組みに対する表彰制度
(景観賞、ガーデニングコンテスト など)
- ・ 市民・事業者の取組みに対する支援・助成制度
(生け垣設置事業補助金、保存樹木（巨樹・巨木）、金山赤松管理オーナー制度、1%まちづくり事業、景観アドバイザー（専門家）派遣 など)
- ・ 協定づくり支援
(市民の景観形成のルールづくり、協定の締結の支援)

(2) 景観ボランティア制度の創設

市民と行政とが協力して良好な景観づくりを推進するため、景観パトロールや監視活動などの住民主体のボランティア活動を支援する景観ボランティア制度を創設します。景観ボランティアは、以下の活動を行います。

- ・ 景観へ悪影響を及ぼす物（景観阻害物件）の監視・通報
- ・ 違反広告物の除却・通報

(3) 景観アドバイザー制度の創設

景観に関する優れた見識を有し、とりわけ本市の景観を良く知る学識経験者や専門家を「景観アドバイザー」として選任します。景観アドバイザーは、以下の事項について個別に技術的な助言・指導を行います。

- ・ 事前協議に関する事項
- ・ 市民や事業者が主体となった景観づくりに関する事項
- ・ その他良好な景観づくりに関して市長が求める事項

(4) 協定制度の活用・検討

市民が、地域で景観づくりのためのルール（協定）を定め、そのルールを将来にわたって守り続けていくための仕組みとして、法に基づく景観協定があります。景観協定は、地域住民自らが地域の実情に応じた取り決めを行い、景観行政団体の長が認可することにより、法的な効力をもつ協定です。本市では市民による景観協定制度の活用を支援します。

また、市民が取り組みやすい本市独自の身近な景観づくりを支援する協定制度を検討します。

2. 計画的な景観づくりの推進

(1) 景観審議会の運用

本市の景観づくりに関する以下の事項について、様々な視点から検討を行う第三者機関として、景観審議会を設置します。

- ・ 景観計画の内容・項目の変更・廃止、景観計画の市民提案
- ・ 景観形成重点地区の指定
- ・ 届出の勧告・変更命令
- ・ 国の機関または地方公共団体との協議
- ・ 景観形成ガイドラインなどの策定・変更・廃止
- ・ 景観重要建造物・樹木の指定・変更・廃止
- ・ 屋外広告物に関する事項
- ・ 景観地区における認定行為に関する事項
- ・ その他良好な景観づくりに関する重要事項

(2) 景観計画の見直し・充実

景観計画は、“つくって終わり”の計画ではなく、景観づくりの進捗状況に応じて適宜見直し、充実させる必要があります。

そのため届出制度の運用状況の評価、地域における景観づくりの進捗状況を踏まえ、景観形成ガイドラインの作成、規制・誘導の仕組みや計画の推進体制などの充実を図ります。

また、住民発議による景観計画の提案を支援するための仕組みを整備するほか、市民・事業者の景観づくりの活動支援の枠組みを充実し、市民・事業者・行政の協働のもと、さらなる良好な景観づくりへとつなげていくよう努めます。

計画・仕組みの策定

- 景観計画の策定、景観条例・屋外広告物条例の制定
- 景観形成ガイドラインの作成

計画の推進

- 届出制度の運用
 - ・チェックシート・景観形成ガイドラインなどの活用
 - ・届出内容や指導内容を記録した届出台帳の作成
- 景観形成重点地区の推進
 - ・指定候補地の抽出
 - ・景観形成重点地区の指定

評価

- 届出制度の運用の確認
 - ・景観形成基準への適合率の評価
 - ・事前協議などの運用体制の評価
- 景観形成重点地区の取組み状況の確認
- 市民・事業者の活動状況の確認

改善案の検討

- 評価を踏まえた計画や制度の検討
 - ・良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準の検討
 - ・届出制度の運用体制の検討
 - ・景観形成重点地区の推進方策の検討
 - ・景観形成ガイドラインの内容の検討
 - ・市民・事業者の活動支援の枠組みなどの検討

計画・仕組みの見直し

- 届出制度の運用体制の充実
 - ・良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準の充実
 - ・景観形成ガイドラインの追加・見直し
- 景観形成重点地区の推進方策の見直し
- 市民・事業者の活動支援の枠組みなどの充実

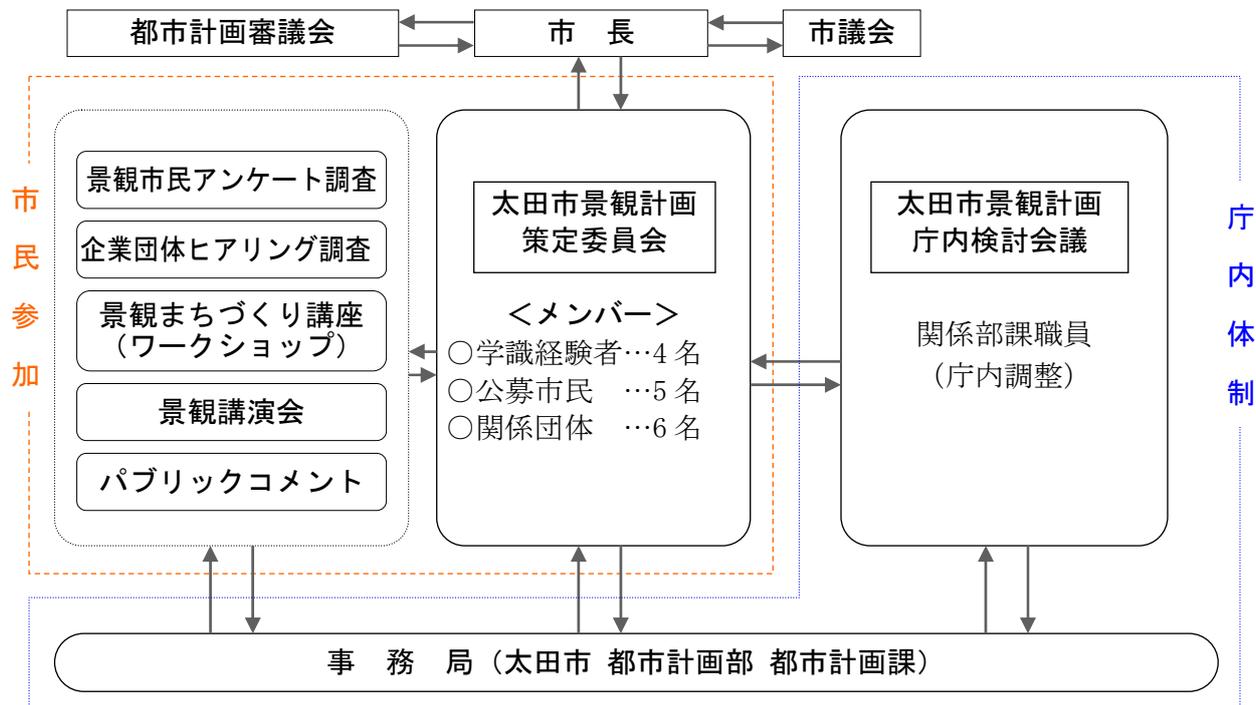
景観計画の見直し・充実イメージ

資料編

1. 策定の経緯

(1) 策定体制

景観計画を策定するため、以下の体制で検討を行いました。



景観計画の策定体制

(2) 策定委員会及び庁内検討会議の開催経過

太田市景観計画策定委員会及び太田市景観計画庁内検討会議の検討内容を以下に示します。

年 度	庁内検討会議	策定委員会	主な議事
平成20年度	第1回 9月8日 (月)	9月25日 (木)	○景観法と景観計画について ○景観特性と課題について ○景観づくりの基本的考え方について
	第2回 10月22日 (木)	11月13日 (木)	○景観まちづくり講座について ○景観づくりの基本的考え方について ○景観計画の構成について ○景観づくりの方針・景観形成基準の構成について
	第3回 12月8日 (月)	12月16日 (火)	○景観づくりの基本的考え方について ○景観形成重点地区の考え方について ○景観計画条例及び屋外広告物条例の構成について
	第4回 2月12日 (木)	2月26日 (木)	○景観づくりの基本的考え方について ○景観づくりの推進について
平成21年度	第5回 5月18日 (月)	5月27日 (水)	○行為の制限について ○景観重要建造物・樹木、景観重要公共施設について ○屋外広告物の規制・誘導の考え方について
	第6回 6月24日 (水)	7月1日 (水)	○太田市景観計画素案(たたき台)について ○太田市景観条例の考え方について ○太田市屋外広告物条例の考え方について
	第7回 7月22日 (水)	7月29日 (水)	○太田市景観計画、景観条例及び屋外広告物条例の素案について ○パブリックコメントの実施について
	第8回 —	1月21日 (木)	○パブリックコメントの結果について ○太田市景観計画案について

(3) 市民・事業者の意向の把握

①景観市民アンケート調査

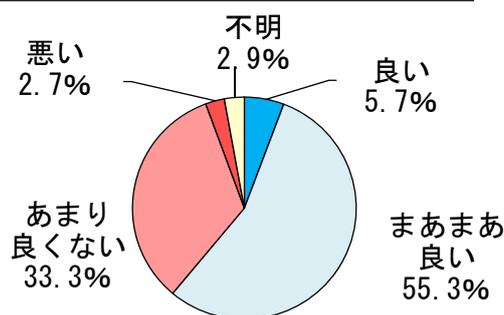
・景観づくりの方向性等の検討へ市民意向を反映していくため、市民アンケート調査を行いました。

【調査概要】

調査方法	回収結果
調査地域・・・太田市内全域 調査対象・・・満20歳以上の太田市民 標本数・・・3,000人 抽出方法・・・無作為抽出 調査方法・・・郵送方式 調査期間・・・平成20年7月	有効回収数・・・768人 有効回収率・・・25.6%

【主な結果】

- ・太田市全体の景観について、61.0%の市民が良いと評価しています。
- ・景観特性では、「眺望景観」への満足度が最も高く、次いで、「みどりの景観」「田園景観」への満足度が高くなっています。一方、「商業地景観」への不満度が高くなっています。



太田市全体の景観に対する満足度

②企業・団体ヒアリング調査

・市内の企業・団体を対象に、市民・企業等・行政の連携による景観づくりの方策、景観計画、景観条例及び屋外広告物条例に基づく規制・誘導のあり方について意見を伺いました。

【調査概要】

実施日	対象	
平成20年 8月21日(木)	①建設業に関する主な団体	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県宅建協会太田支部 ・群馬県建築士会太田支部 ・太田広域建築業組合 ・群馬県建築士事務所協会太田支部 ・群馬県建設業協会太田支部 ・群馬県行政書士会太田支部（※）
	②文化財、農業・造園業に関する主な団体	<ul style="list-style-type: none"> ・藪塚本町農業協同組合 ・太田造園協会 ・新田荘史跡ガイドの会 ・太田市新田史跡ガイドの会 ・太田市文化財ボランティアの会
8月22日(金)	③商業に関する主な団体	<ul style="list-style-type: none"> ・藪塚旅館組合 ・太田商工振興連合会 ・太田流通センター卸協同組合
	④工業に関する主な団体	<ul style="list-style-type: none"> ・太田商工会議所 ・上武カラー印刷 ・三菱電機 ・日野自動車 ・富士重工業 ・三洋電機

※群馬県行政書士会太田支部に関しては書面にて回答をいただきました。

【主な結果】

- ・企業・団体同士の連携、行政との連携等による景観づくりが大切であることを確認しました。
- ・良好な景観づくりのため、一定程度の規制・誘導が必要であることを確認しました。
- ・コーポレートカラーや産業振興（商店街、観光等）に配慮した規制・誘導を行うことが提案されました。

(4) 市民周知

①景観まちづくり講座（ワークショップ）

- ・景観づくりの意識啓発や景観計画策定に関する意見集約などを目的として、景観まちづくり講座を開催しました。
- ・景観まちづくり講座では、重点的に景観づくりを図る地域、市民や事業者への支援方策等について、意見を伺い、景観計画へ反映しました。

実施日		主なテーマ
平成20年 9月10日（水）	第1回	景観に関する基礎知識を確認する 「講師 増山 正明氏（足利工業大学教授）」
9月27日（土）	第2回	太田市の景観特性と課題を見る、共有する
10月 8日（水）	第3回	景観づくりの方針を検討する
10月29日（水）	第4回	景観づくりの取り組み方策を検討する

②景観講演会

- ・景観づくりの意識啓発を目的として、景観講演会を開催しました。

実施日	平成21年2月21日（木）
会場	宝泉行政センター
講師	福澤 宗道氏（足利工業大学教授）
テーマ	「まちづくりにとっての景観」

(5) パブリックコメント（意見公募）

- ・景観計画（案）について、市民や事業者の意見を伺うため、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

意見募集期間	平成21年8月20日（木）～9月18日（金）
公表方法	○電子媒体での閲覧 ・市ホームページ ○文書による閲覧（以下の場所による閲覧） ・市政情報コーナー（太田市役所1階） ・都市計画課（太田市役所7階） ・各行政センター
意見募集の結果	○応募者数 : 3名 ○意見数（合計）：13件（10件の意見として集約）
対応状況	○計画に反映した意見数：1件

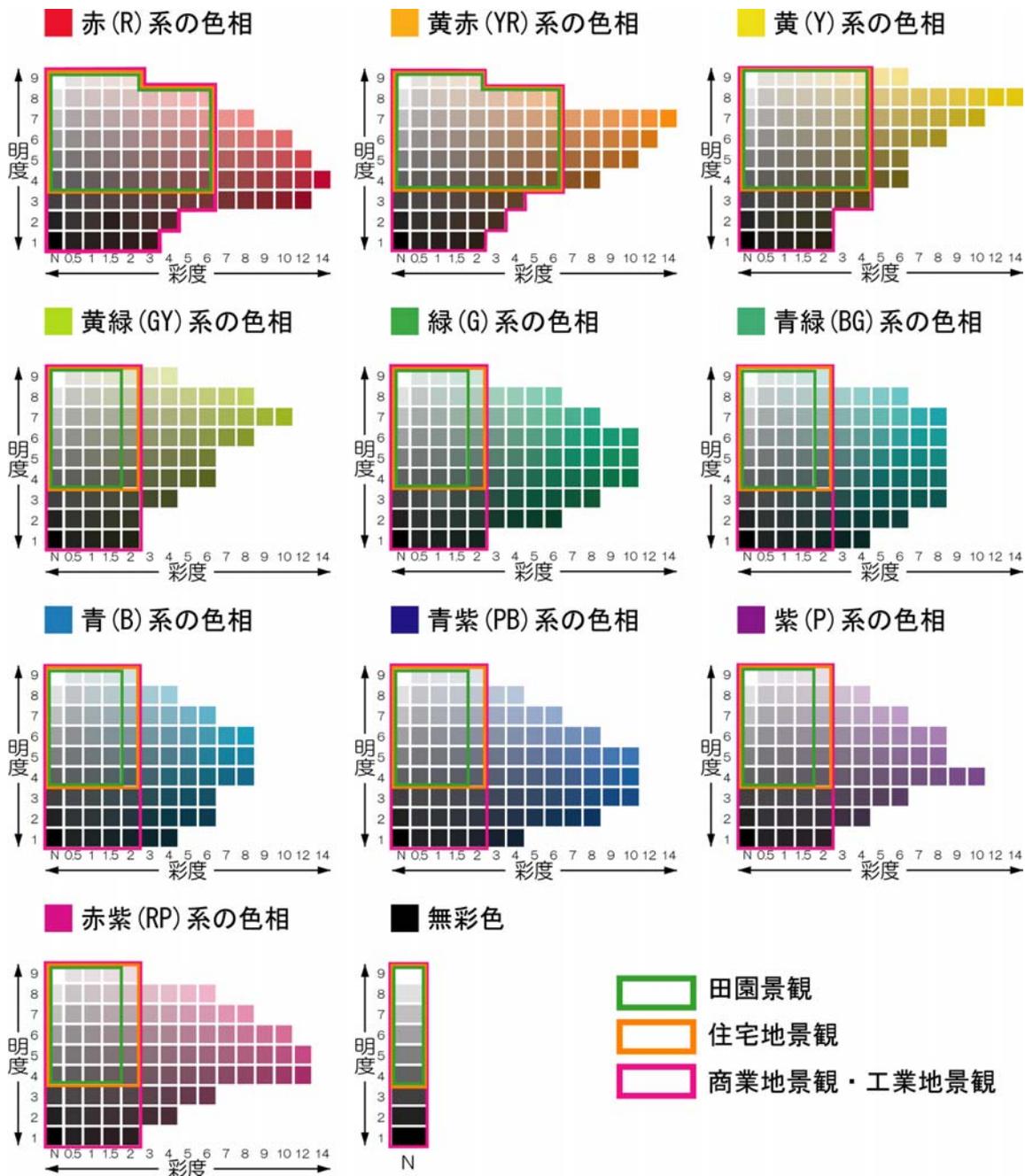
2. 色彩基準について

土地利用の景観形成基準（22～29 頁参照）において設定する壁面及び屋根の色彩基準について、色相断面図を用いて以下に示します。

（1）壁面の色彩基準

色 相	田園景観		住宅地景観		商業地景観		工業地景観	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)、黄赤 (YR)	4 以上 9 以下	6 以下	4 以上 9 以下	6 以下	—	6 以下	—	6 以下
黄 (Y)	4 以上 9 以下	4 以下	4 以上 9 以下	4 以下	—	4 以下	—	4 以下
黄緑 (GY) ～ 赤紫 (RP)	4 以上 9 以下	1.5 以下	4 以上 9 以下	2 以下	—	2 以下	—	2 以下
無彩色 (N)	4 以上 9 以下	—	4 以上 9 以下	—	—	—	—	—

（日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による）

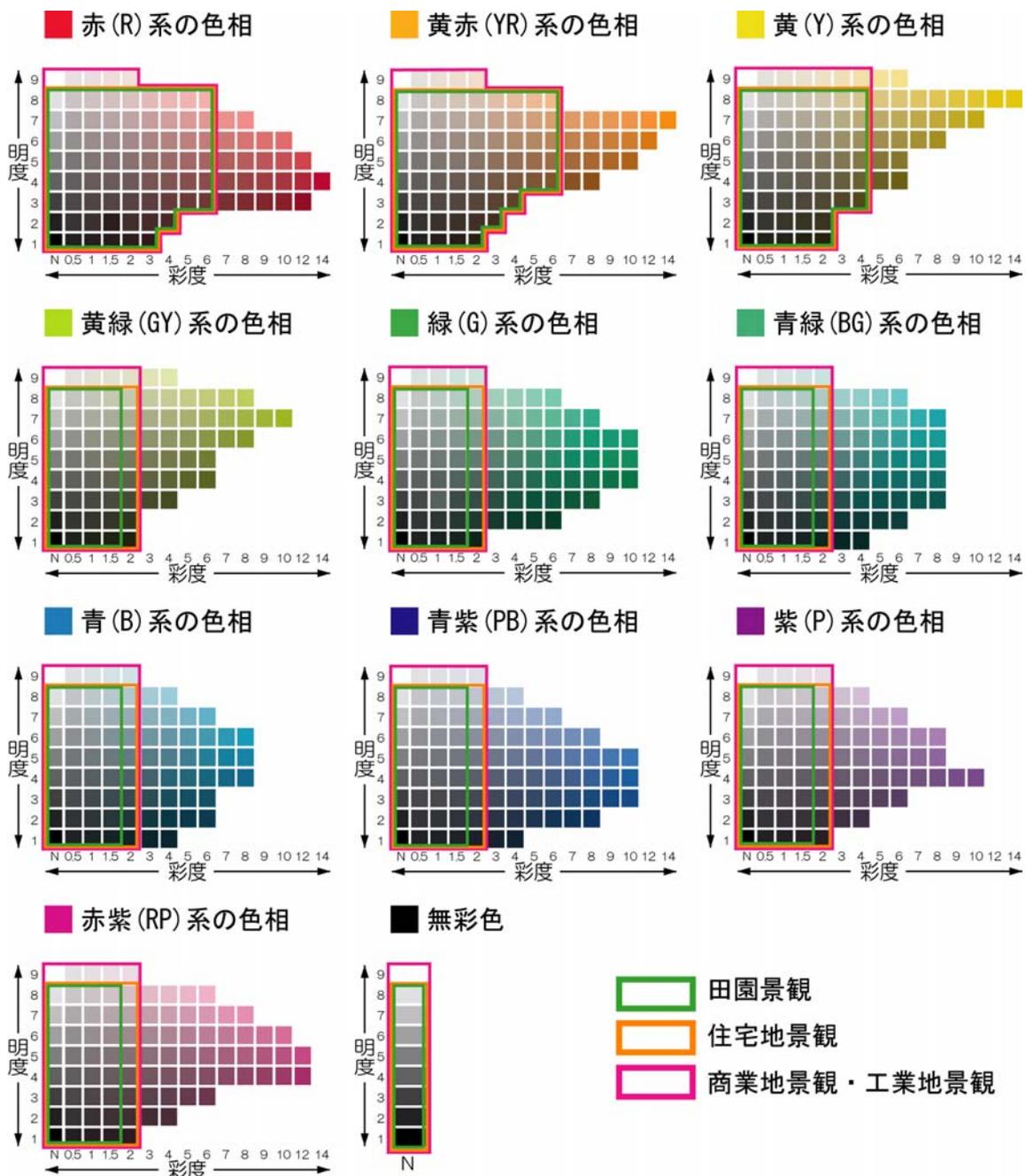


※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります。

(2) 屋根の色彩基準

色相	田園景観		住宅地景観		商業地景観		工業地景観	
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度
赤 (R)、黄赤 (YR)	8 以下	6 以下	8 以下	6 以下	—	6 以下	—	6 以下
黄 (Y)	8 以下	4 以下	8 以下	4 以下	—	4 以下	—	4 以下
黄緑 (GY) ~ 赤紫 (RP)	8 以下	1.5 以下	8 以下	2 以下	—	2 以下	—	2 以下
無彩色 (N)	8 以下	—	8 以下	—	—	—	—	—

(日本工業規格 Z8721 に定めるマンセル表色系による)



※印刷のため、実際の色彩とは若干異なります。



問 い 合 わ せ

太田市 都市計画課

T E L 0276-47-1839

F A X 0276-47-1883

Eメール 030300 @ mx. city. ota. gunma. jp

住 所 〒373-8718 群馬県太田市浜町2番35号
